

文京区バリアフリー基本構想
重点整備地区別計画
【山の手地域（東部・中央・西部）】
（素案）

平成29年11月



文京区



目 次

第1章 重点整備地区別計画について	1
1.1 策定の経緯	1
1.2 重点整備地区別計画の目的と位置づけ	2
1.3 重点整備地区別計画の策定体制及び策定の流れ	3
第2章 重点整備地区別の特定事業	4
2.1 山の手地域東部におけるバリアフリー化に向けた基本方針	4
2.2 山の手地域中央におけるバリアフリー化に向けた基本方針	6
2.3 山の手地域西部におけるバリアフリー化に向けた基本方針	8
2.4 公共交通特定事業.....	10
2.5 道路特定事業	19
2.6 建築物特定事業.....	35
2.7 都市公園特定事業.....	70
2.8 交通安全特定事業.....	77
第3章 特定事業の推進	78
参考資料	79

特定事業 目次

公共交通特定事業

東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅	10
東京メトロ有楽町線 護国寺駅	12
東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅	13
都営地下鉄三田線 千石駅	14
都営地下鉄三田線 白山駅	15
東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅	16
都営バス	17
文京区コミュニティバス	18

道路特定事業

国道	19
都道	21
区道	26

建築物特定事業

＜公共施設（窓口）・集会施設＞	
大原地域活動センター	35
大塚地域活動センター	36
音羽地域活動センター・（仮称）介護老人保健施設 音羽えびすの郷	36
向丘地域活動センター・アカデミー向丘	37
白山交流館	38
目白台総合センター（目白台交流館・ 目白台第二児童館）	38
白山東会館・白山東児童館	39
かるた記念大塚会館	39
駕籠町会館	40
男女平等センター	41
区民センター	42
大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室	43
小石川郵便局	44
＜福祉施設＞	
文京総合福祉センター（障害者支援施設・ 障害者基幹相談支援センター・文京福祉センター 江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など）	45
文京くすのき高齢者在宅サービスセンター・ 文京くすのきの郷	46
文京大塚高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん 相談センター大塚・文京大塚みどりの郷	46
文京昭和高齢者在宅サービスセンター	47
文京白山高齢者在宅サービスセンター・高齢者 あんしん相談センター富坂・文京白山の郷	47
文京本郷高齢者在宅サービスセンター	48
大塚児童館	48
千石児童館・子育てひろば千石	49
水道児童館・子育てひろば水道	49
久堅児童館	50
千石西児童館	50
小日向台町児童館	51
目白台児童館	51

本郷児童館	52
子育てひろば西片	52
＜保健施設・病院＞	
東京健生病院	53
＜文化・教養・教育施設＞	
東洋大学（白山キャンパス）	54
跡見学園女子大学（文京キャンパス）	54
拓殖大学（文京キャンパス）	55
日本女子大学（目白キャンパス）	56
文京学院大学（本郷キャンパス）	57
貞静学園短期大学	58
アカデミー音羽	59
アカデミー千石・千石図書館	59
アカデミー茗台	61
真砂中央図書館	61
小石川図書館	62
水道端図書館	63
目白台図書館	64
文京ふるさと歴史館	65
スポーツセンター	65
竹早テニスコート	66
江戸川橋体育館	66
＜商業施設＞	
文京グリーンコート	67
＜宿泊施設＞	
ホテル椿山荘東京	68
フォーレスト本郷	69

都市公園特定事業

六義園	70
大塚公園	72
肥後細川庭園	73
目白台運動公園	74
江戸川公園	75
教育の森公園・占春園	75
六義公園・六義公園運動場	76

交通安全特定事業

全域	77
----	----

第1章 重点整備地区別計画について

1.1 策定の経緯

本区では、法や条例に基づき、行政や事業者がそれぞれの道路や施設のバリアフリー整備を進めていますが、事業主体が異なる施設間でのバリアフリーの一体性・連続性が図られていない側面が課題となっています。また、交通政策基本法、障害者差別解消法等の施行や、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」）の開催を契機として、より充実したバリアフリーの推進の必要性が高まっています。

これらの状況を踏まえ、行政・区民・事業者等が一体となり、平成28年3月に「文京区バリアフリー基本構想」を策定しました。

今後、「点から面へ、みんなの心へ、バリアフリーの輪を広げよう」の目標のもと、おおむね10年後の平成37年度を目標年次として取組を推進します。また、「文京区基本構想」並びにバリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の目標年次である平成32年度には、中間評価を実施することとしています。

文京区バリアフリー基本構想では、区全体に共通するバリアフリー課題を検討しつつ、地域特性を踏まえた構想とするため、文京区都市マスタープランに示す5地区（都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部、山の手地域中央、山の手地域西部）それぞれをバリアフリー法に基づく重点整備地区（図1）に設定し、移動等円滑化に向けた配慮事項や、重点整備地区別の基本方針を設定しました。

バリアフリー化を着実に進めるため、平成28年度には都心地域及び下町隣接地域を策定し、平成29年度には山の手地域（東部、中央、西部）の重点整備地区別計画を策定することとしました。

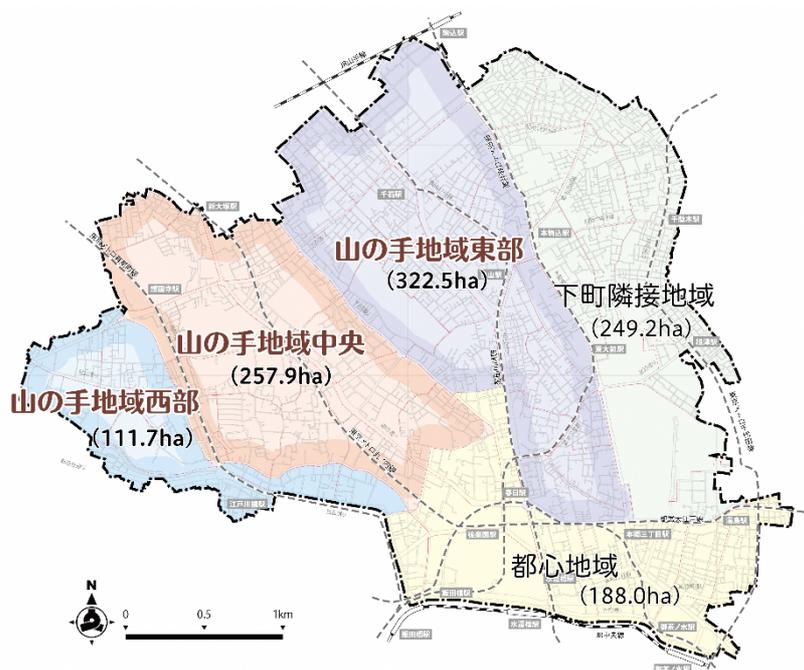


図1 重点整備地区区分図と各地区の面積

1.2 重点整備地区別計画の目的と位置づけ

重点整備地区別計画（以下、「地区別計画」）とは、バリアフリー化のために今後実施する事業（特定事業）を重点整備地区別に取りまとめたものです。

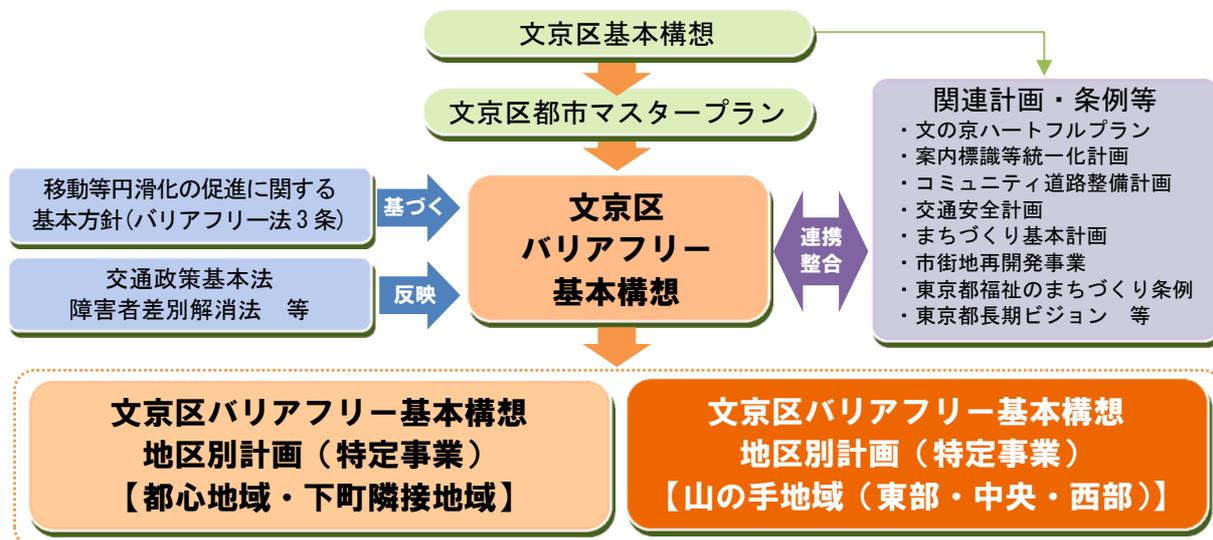


図 2 文京区バリアフリー基本構想 地区別計画の位置づけ

特定事業とは、生活関連施設・生活関連経路、特定車両等のバリアフリー化を具体化するためのもので、バリアフリー法に基づき公共交通特定事業、道路特定事業、交通安全特定事業、建築物特定事業、都市公園特定事業などがあります。特定事業を定めた施設設置管理者等には、特定事業計画の作成と、これに基づく事業の実施義務が課せられます。

バリアフリー基本構想で定めた移動等円滑化に関する事項やバリアフリーに関するアンケート調査結果、まち歩きワークショップから抽出した課題や区民意見、移動等円滑化基準への適合状況を踏まえ、施設の実状にあわせて各事業者が実施可能な事業を特定事業として設定しました。

特定事業等は、原則として基本構想の目標年次である平成 37 年度までに実現が可能なものを設定していますが、事業実施にあたり検討を要するものや長期的な課題として明示すべき内容もあわせて整理しています。事業の実施時期は、以下のとおりに設定しました。

表 1 特定事業等の実施時期の考え方

短期：平成 29 年度～平成 32 年度に実施する事業
中期：平成 33 年度～平成 37 年度に実施する事業
長期：平成 38 年度以降に実施する事業

1.3 重点整備地区別計画の策定体制及び策定の流れ

地区別計画は、バリアフリー基本構想の内容を踏まえ、原則として特定事業を設定する関係事業者との調整により策定するものですが、策定にあたっては、「文京区バリアフリー基本構想策定協議会」での検討に引き続き、学識経験者・障害者・高齢者・その他区民・施設管理者・事業者・関係行政機関等で組織する「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」を設置し、庁内関係者で組織する「推進委員会」と連携した検討を行いました。

また、区民等の参加により地区別のまち歩きワークショップを行い、より具体的な課題を踏まえた特定事業が設定されるよう調整を図りました。

本計画に基づき事業を推進し、重点整備地区におけるバリアフリー化の実現を図ります。

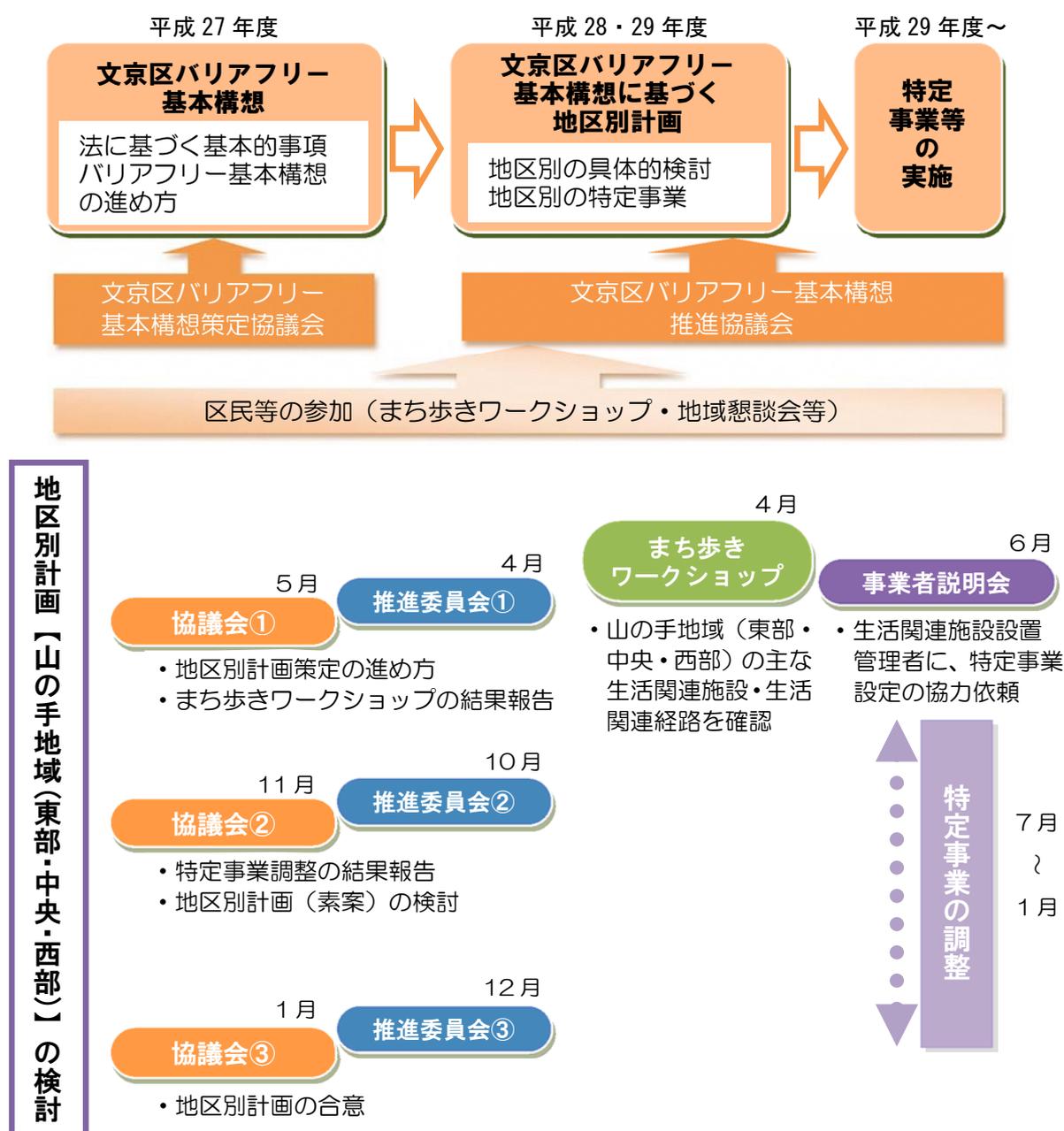


図 3 地区別計画策定の流れ

第2章 重点整備地区別の特定事業

2.1 山の手地域東部におけるバリアフリー化に向けた基本方針

山の手地域東部における基本方針と生活関連施設・生活関連経路を以下に示します。

【山の手地域東部における基本方針】

1. 幹線道路等を中心とした安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 白山駅周辺における安全かつ快適な歩行空間の確保に向けたバリアフリー化の推進
- 国道17号や不忍通り、白山通り、本郷通りなどの主要幹線道路の歩道及び交差点におけるバリアフリー整備の推進

2. 主要施設周辺の一体的かつ連続的なバリアフリー化を目指します。

- 住宅市街地内の生活道路における安全・快適な道路環境の整備の推進
- 駅周辺や主要施設における施設間の経路案内の充実による回遊性の向上

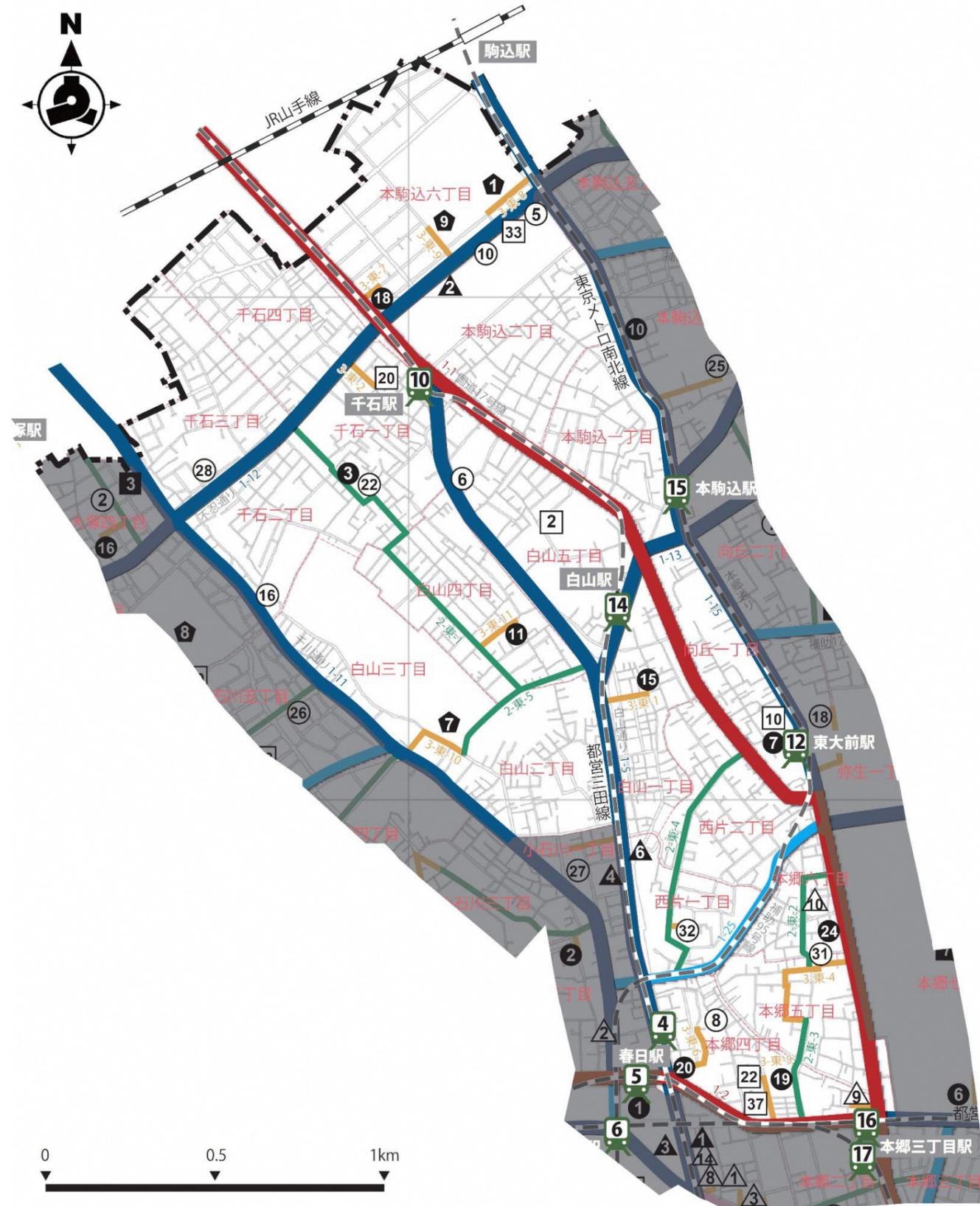
3. だれもがアクセス可能で楽しめる名勝地等のバリアフリー化を目指します。

- 名勝地等におけるバリアフリー整備の推進
- 人的対応や案内の充実などソフト的な取組の推進

4. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車レーン・自転車ナビマーク等の利用啓発や自転車利用ルールの徹底

【山の手地域東部】生活関連施設・生活関連経路



公共施設(窓口)・集会施設

- ③ 大原地域活動センター
- ⑦ 向丘地域活動センター・アカデミー向丘
- ⑪ 白山交流館
- ⑮ 白山東会館・白山東児童館
- ⑱ 駕籠町会館
- ⑲ 男女平等センター
- ⑳ 区民センター
- ㉔ 本郷郵便局

福祉施設

- ⑤ 文京昭和高齢者在宅サービスセンター
- ⑥ 文京白山高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター富坂・文京白山の郷
- ⑧ 文京本郷高齢者在宅サービスセンター
- ⑩ 高齢者あんしん相談センター駒込分室
- ⑯ 介護老人保健施設ひかわした
- ㉒ 千石児童館・子育てひろば千石
- ㉘ 千石西児童館
- ㉑ 本郷児童館
- ㉓ 子育てひろば西片

文化・教養・教育施設

- ② 東洋大学(白山キャンパス)
- ⑩ 文京学院大学(本郷キャンパス)
- ⑳ アカデミー千石・千石図書館
- ㉒ 真砂中央図書館
- ㉓ 東洋文庫ミュージアム
- ㉗ 文京ふるさと歴史館

商業施設

- ㉚ 文京グリーンコート
- ㉜ オリピック白山店

宿泊施設

- ㉙ ホテル機山館
- ㉚ フォーレスト本郷

公園・運動場

- ① 六義園
- ⑦ 小石川植物園
- ⑨ 六義公園・六義公園運動場

鉄道駅

- ⑩ 都営地下鉄三田線 千石駅
- ⑭ 都営地下鉄三田線 白山駅

生活関連施設

- ① 公共施設(窓口)・集会施設
- ① 福祉施設
- ① 保健施設・病院
- ① 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- ▲ 宿泊施設
- ① 公園・運動場
- ① 鉄道駅

生活関連経路

- 1次経路
 - 国道
 - 都道
 - 主要幹線道路(区道)
 - 生活幹線道路(区道)
- 2次経路
 - 主要生活道路(区道)
- 3次経路
 - その他の道路(区道)

鉄道

- === 鉄道

2.2 山の手地域中央におけるバリアフリー化に向けた基本方針

山の手地域中央における基本方針及び生活関連施設・生活関連経路を以下に示します。

【山の手地域中央における基本方針】

1. 茗荷谷駅・護国寺駅周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 不忍通り、春日通り、音羽通り等を中心とした、主要幹線道路・生活幹線道路のバリアフリーネットワークの形成
- 高齢者・障害者だけでなく、特別支援学校の生徒や子ども、学生などが安心して通行できる歩行環境をハード・ソフト両面から構築

2. 施設・道路が連携した主要施設周辺のバリアフリー化を目指します。

- 大学や文京総合福祉センター、文京スポーツセンター周辺における、道路・施設相互の連携によるバリアフリー整備の推進や案内の充実
- 駅周辺における主要施設までの案内の充実によるわかりやすさの向上

3. だれもが歩いて楽しめる坂のまちとしてのバリアフリー対応を目指します。

- 小さな凹凸の改善や退避スペース（平坦部）の確保などバリアフリー整備の推進
- 車いす利用者への手助けやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4. 自転車利用のルール徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車レーン等の利用に関する周知など自転車利用ルールの徹底

【山の手地域中央】生活関連施設・生活関連経路

※ ⑤ 音羽地域活動センターは、平成 29 年 12 月に移転予定。

⑰ (名称未定) 介護老人保健施設は、(仮称) 介護老人保健施設音羽えびすの郷と名称変更し、⑤ 音羽地域活動センターと併設予定。

- 公共施設(窓口)・集会施設**
- ④ 大塚地域活動センター
 - ⑤ 音羽地域活動センター
・(仮称) 介護老人保健施設音羽えびすの郷
 - ⑯ かるた記念大塚会館
 - ⑳ 大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室
 - ㉓ 小石川郵便局

- 福祉施設**
- ① 文京総合福祉センター(障害者支援施設・障害者基幹相談支援センター・文京福祉センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など)
 - ② 文京くすのき高齢者在宅サービスセンター・文京くすのきの郷
 - ③ 文京大塚高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター大塚・文京大塚みどりの郷
 - ⑬ 高齢者あんしん相談センター大塚分室
 - ⑳ 大塚児童館
 - ㉒ 久堅児童館
 - ㉔ 小日向台町児童館

- 保健施設・病院**
- ② 小石川東京病院
 - ③ 東京健生病院

- 文化・教養・教育施設**
- ③ 跡見学園女子大学(文京キャンパス)
 - ④ 拓殖大学(文京キャンパス)
 - ⑦ 東邦音楽大学・短期大学(文京キャンパス)
 - ⑫ 国際仏教学大学院大学
 - ⑬ 筑波大学(東京キャンパス文京校舎)
 - ⑭ 貞静学園短期大学
 - ⑮ 放送大学東京文京学習センター
 - ⑲ アカデミー音羽
 - ㉑ アカデミー茗台
 - ㉓ 小石川図書館
 - ㉕ 鳩山会館
 - ④① スポーツセンター
 - ④② 竹早テニスコート
 - ④③ 江戸川橋体育館

- 宿泊施設**
- ④④ ホテルリブマックス後楽園

- 公園・運動場**
- ② 大塚公園
 - ⑧ 教育の森公園・占春園

- 鉄道駅**
- ⑦ 東京メトロ有楽町線 護国寺駅
 - ⑧ 東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅
 - ⑱ 東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅

- 生活関連経路**
- 1次経路
 - ① 国道
 - ② 都道
 - ③ 主要幹線道路(区道)
 - ④ 生活幹線道路(区道)
 - 2次経路
 - ⑤ 主要生活道路(区道)
 - 3次経路
 - ⑥ その他の道路(区道)
- 生活関連施設**
- ① 公共施設(窓口)・集会施設
 - ② 福祉施設
 - ③ 保健施設・病院
 - ④ 文化・教養・教育施設
 - ⑤ 商業施設
 - ⑥ 宿泊施設
 - ⑦ 公園・運動場
 - ⑧ 鉄道駅
- 鉄道**
- ⑨ 鉄道



2.3 山の手地域西部におけるバリアフリー化に向けた基本方針

山の手地域西部における基本方針及び生活関連施設・生活関連経路を以下に示します。

【山の手地域西部における基本方針】

1. 江戸川橋駅周辺や筑波大学附属視覚特別支援学校周辺の安全かつ快適な歩行空間のバリアフリー化を目指します。

- 江戸川橋駅～巻石通り～文京総合福祉センター間の安全な歩行空間の形成
- 不忍通りの拡幅整備推進と部分的な早期改善
- 駅周辺における主要施設への案内の充実によるわかりやすさの向上
- 商店街での駐輪対策や通行ルールの啓発等による自転車と歩行者との安全な共存空間の形成

2. 安全に通行できるよう、バリアフリーに配慮した坂道での対策を目指します。

- 坂道における退避スペースの確保やベンチの設置などの推進
- 急な坂道での滑りにくい舗装、非常時につかまれる柵や手すりなどの対策の推進

3. 歩行者のための散策経路のバリアフリー化を目指します。

- 公園や神田川沿いの道路における安全な歩行空間の確保
- 憩いの場づくりやベンチの設置などソフト的な取組の推進

4. 高齢者・障害者が特に多く利用する地域での心のバリアフリーを目指します。

- 困っている人への積極的な声かけなどの心のバリアフリーの推進

5. 自転車利用のルールの徹底など心のバリアフリーを目指します。

- 自転車走行空間の整備とあわせ、自転車の車道通行を促すなど自転車利用ルールの徹底

【山の手地域西部】生活関連施設・生活関連経路

※ ③は、平成29年3月に、新江戸川公園から肥後細川庭園に名称変更。

公共施設(窓口)・集会施設

- ⑬ 目白台総合センター
(目白台交流館・目白台第二児童館)

福祉施設

- ⑳ 水道児童館・子育てひろば水道
- ㉓ 目白台児童館

文化・教養・教育施設

- ⑨ 日本女子大学(目白キャンパス)
- ⑯ 筑波大学附属視覚特別支援学校
- ㉒ 水道端図書館
- ㉔ 目白台図書館
- ㉕ 印刷博物館
- ㉖ 講談社 野間記念館

宿泊施設

- ⑥ ホテル椿山荘東京

公園・運動場

- ③ 肥後細川庭園
- ④ 目白台運動公園
- ⑤ 江戸川公園

鉄道駅

- ② 東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅

生活関連施設

- ① 公共施設(窓口)・集会施設
- ① 福祉施設
- ① 保健施設・病院
- ① 文化・教養・教育施設
- ▲ 商業施設
- △ 宿泊施設
- ① 公園・運動場
- 🚉 鉄道駅

生活関連経路

- 1次経路
 - 国道
 - 都道
 - 主要幹線道路(区道)
 - 生活幹線道路(区道)
- 2次経路
 - 主要生活道路(区道)
- 3次経路
 - その他の道路(区道)

鉄道

- 🚉 鉄道



2.4 公共交通特定事業

東…山の手地域東部
 中…山の手地域中央
 西…山の手地域西部

■ 東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅 西 2

1. 施設の概要						
施設名：東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅						
事業主体：東京地下鉄株式会社						
所在地：関口 1-19-6						
建築年：昭和 49 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在はエレベーターによるバリアフリールート 1 ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。エレベーター及びエスカレーターの増設等にあたっては用地買収や構造上の検討等を行う必要があるため、引き続き整備に向け検討を実施する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	出入口の増設（目白通りの北側歩道に接続）	1	箇所			
	歩道の切下げの解消（江戸川橋駅エレベーター出入口前）（道路管理者と連携）	1	箇所			
通路	視覚障害者誘導用ブロックの配置見直し・JIS 規格への統一	必要	箇所			
通路/ ホーム	エレベーターやエスカレーターの増設及び駅構内の十分な照度の確保	必要	箇所			
上下移動	エレベーター内の鏡の改修	1	箇所			
	エレベーターの改修（十分な広さの確保）	1	箇所			
	エスカレーターの設置（改札階～地上）	1	箇所			
ホーム	幅員の狭い箇所での注意喚起や安全対策の実施	必要	箇所			
	ホームドアへの車いす乗車場所の表示	必要	箇所			
券売機	車いす使用者でも使いやすい券売機・精算機への改善	必要	箇所			
トイレ	車いす使用者に配慮した多機能トイレの改修	1	箇所			

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
案内設備	トイレ清掃時の音声案内装置の調整又は改修	1	箇所			
	トイレの音声案内の適切な音量調整	—	—		継続	
	出入口への音声案内または触知案内板の設置	必要	箇所			
	地上へのエレベーターのわかりやすい案内表示の設置	必要	箇所			
	エレベーターの地上出入口への案内表示の設置の検討（道路管理者との協議）	1	箇所		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京メトロ有楽町線 護国寺駅 中

1. 施設の概要						
施設名：東京メトロ有楽町線 護国寺駅 事業主体：東京地下鉄株式会社 所在地：大塚 5-40-8 建築年：昭和 49 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在はエレベーターによるバリアフリールート 1 ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。今後は 2 ルート目としてエレベーターの施工を進めていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
通路	滑りにくい舗装への改修	必要	箇所			
上下移動	エレベーターへの足元まで見える鏡の設置	1	箇所			
	エレベーターの増設	1	箇所			
	エスカレーターへの設置（1 番出入口～改札階）	1	箇所			
券売機	車いす利用者でも使いやすい券売機・精算機への改善	必要	箇所			
トイレ	駅構内の十分な照度の確保	必要	箇所			
	JIS 規格に適合したボタン配置への変更	1	箇所			
	多機能トイレの案内表示の改善	1	箇所			
	一般トイレの非常用押しボタンへの点字表示や紐の設置	必要	箇所			
案内設備	触知案内図の更新	必要	箇所			
	触知案内図の維持管理	—	—		継続	
	1 番出口外についているエレベーター出入口案内の内容の改善	1	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅 中 8

1. 施設の概要						
施設名 ：東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅 事業主体 ：東京地下鉄株式会社 所在地 ：大塚 4-52 建築年 ：昭和 29 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在はエレベーターによるバリアフリールート1ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。エレベーター及びエスカレーターの増設等に当たっては用地買収や構造上の検討等を行う必要があるため、引き続き整備に向け検討を実施する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	出入口の上屋の拡張（狹窪方面）	1	箇所			
	エレベーターの地上出入口での事故防止対策用の掲示物やミラーの設置	1	箇所			
上下移動	エレベーターの増設	必要	箇所			
	エスカレーターの設置	必要	箇所			
ホーム	構内の十分な照度の確保	必要	箇所		継続	
券売機	車いす利用者でも使いやすい券売機・精算機への改善	必要	箇所			
案内設備	出入口の音声案内の設置場所等の見直し	必要	箇所			
	案内表示の改修	1	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 都営地下鉄三田線 千石駅  

1. 施設の概要

施設名：都営地下鉄三田線 千石駅
 事業主体：東京都 交通局
 所在地：千石 1-29-13
 建築年：昭和 47 年

2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針

エレベーター等による1ルートが確保されており、ホームドア、車いす対応トイレ、ベビーシート、ベビーチェア、オストメイト対応トイレの設置をしている。
 今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指す。

3. 事業内容・実施時期

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
通路	出入口の段差の解消	1	箇所			
	JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックへの統一の検討	必要	箇所	必要に応じ検討		
ホーム	通路が狭くなる箇所における掲示等の改善の検討	必要	箇所	必要に応じ検討		
券売機	点字運賃表の位置の改善の検討	必要	箇所	必要に応じ検討		
トイレ	JIS 規格を踏まえた設備位置への改修の検討	1	箇所	必要に応じ検討		
案内設備	改札口からエレベーターへのわかりやすい案内表示の設置の検討	必要	箇所	必要に応じ検討		

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 都営地下鉄三田線 白山駅  

1. 施設の概要						
施設名：都営地下鉄三田線 白山駅 事業主体：東京都 交通局 所在地：白山5-36-10 建築年：昭和47年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
エレベーター等による1ルートが確保されており、ホームドア、車いす対応トイレ、ベビーシート、ベビーチェア、オストメイト対応トイレの設置をしている。 今後も引き続き、バリアフリー設備の適切な維持・更新に努めるとともに案内の更なる充実を図るなど、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指す。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
通路	JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックへの統一の検討	必要	箇所	必要に応じ検討		
上下移動	エレベーター横の点字案内の位置の改善の検討	1	箇所	必要に応じ検討		
トイレ	点字案内の位置の改善の検討	1	箇所	必要に応じ検討		
	JIS規格を踏まえた設備位置への改修の検討	1	箇所	必要に応じ検討		
案内設備	バリアフリー化された出口がわかる案内の表示の検討	必要	箇所	必要に応じ検討		

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅 中 18

1. 施設の概要						
施設名：東京メトロ丸ノ内線 茗荷谷駅 事業主体：東京地下鉄株式会社 所在地：小日向4-6-15 建築年：昭和29年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在はエレベーターによるバリアフリールート1ルート確保、ホームドア、多機能トイレの整備が完了している。エレベーター及びエスカレーターの増設等に当たっては用地買収や構造上の検討等を行う必要があるため、引き続き整備に向け検討を実施する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
通路	視覚障害者誘導用ブロックの配置見直し	必要	箇所			
	通路上に不要な物を置かないよう配慮	必要	箇所		継続	
上下移動	階段への通行区分サインの設置	必要	箇所			
	下りエスカレーターの設置	2	箇所			
ホーム	緊急停止ボタンの増設の検討	必要	箇所			
券売機	車いす使用者でも使いやすい券売機・精算機への改善	必要	箇所			
トイレ	着替え台の設置	必要	箇所			
	非常事態を聴覚障害者等に伝えるフラッシュライト等の設置	必要	箇所	実施に向け検討		
	トイレの洋式化	必要	箇所			
	個室の段差解消	必要	箇所			
案内設備	自動旅客案内装置の増設	必要	箇所			
	内容がよりわかりやすい電光掲示板への改修	必要	箇所			
	エレベーターへのわかりやすい案内表示の設置	必要	箇所			

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 都営バス 東・中・西共通

1. 施設の概要						
事業対象：都営バス						
事業主体：東京都 交通局						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
全車をノンステップ化するなど、積極的にバリアフリー化を推進している。 今後も、停留所や車両の利便性・快適性を向上させるとともに、路線や運行の情報をよりわかりやすく提供することで、誰もが利用しやすい公共交通機関を目指す。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
車両	より利用しやすい車両への代替	順次	—		順次	
バス乗降場・停留所	バス停への上屋の設置推進	可能	箇所		順次	
案内設備	バス接近表示装置の設置推進	可能	箇所		順次	
	バス停留所の案内の充実	可能	箇所		順次	
人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着や二ーリングの徹底	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について乗務員教育の実施	—	—		継続	
	車内ステッカーなどによる利用者への啓発	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 文京区コミュニティバス 東・中・西共通

1. 施設の概要						
施設名：文京区コミュニティバス 事業主体：日立自動車交通株式会社						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
文京区コミュニティバスは全車両乗り降りしやすいノンステップバスで運行している。今後は、道路管理者と連携をとりながらバス停留所の上屋の設置の可能性を探っていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
バス乗降場 ・停留所	各バス停留所への上屋設置の可能性を検討 (道路管理者と連携)	必要	箇所		順次	
人的対応・ 心のバリア フリー	職員による案内やサポートの充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について バス運転手の教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2.5 道路特定事業

<国道>

■ 国道共通 東・中共通

事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
維持管理	バリアフリーに配慮した維持管理 (舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修)	—	—		継続	
人的対応・ 心のバリア フリー	自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、 自転車通行ルール・マナーの啓発の推進	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-1 東

1. 経路の概要						
経路名：国道 17 号（本郷通り、白山通り、旧白山通り）						
事業主体：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所						
事業区間：湯島 1-1～本駒込 6-6						
道路延長：4,580m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
文京区内の国道 17 号については、視覚障害者誘導用ブロックは設置しているが、部分的に規格の古いものが設置されている状況である。また、車両乗り入れ部などで歩道の横断勾配がきつい箇所も存在している。抜本的な改善は大規模改修の際に行うことになるが、当面は部分的な補修やソフト対策など実施可能な対応を通じて、利便性の向上を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	歩きやすい舗装への改善（本郷通り）	必要	箇所			
	大規模改修時のセミフラット化	必要	箇所			
	歩車道境界ブロックの改修	必要	箇所		随時	
	視覚障害者誘導用ブロックの JIS 規格への統一	必要	箇所		随時	
	大規模改修時におけるバリアフリー方策の検討（白山上交差点）	1	箇所			
人的対応・ 心のバリア フリー	歩道上の不法占用物への指導 (区・交通管理者との連携)	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-2 東・中共通

1. 経路の概要						
経路名：国道254号（春日通り）						
事業主体：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所						
事業区間：本郷3-34～大塚4-53						
道路延長：3,760m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
文京区内の国道254号については、視覚障害者誘導用ブロックは小日向拡幅計画エリアを除き、設置しているが、部分的に規格の古いものが設置されている状況である。また、車両乗り入れ部などで歩道の横断勾配がきつい箇所も存在している。抜本的な改善は大規模改修の際に行うことになるが、当面は部分的な補修やソフト対策など実施可能な対応を通じて、利便性の向上を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	拡幅にあわせたバリアフリー化 （大塚3丁目～5丁目）	500	m			
	大規模改修時のセミフラット化	必要	箇所			
	乗降しやすいバス停留所への改修	必要	箇所			
人的対応・ 心のバリア フリー	歩道上の不法占用物への指導 （区・交通管理者との連携）	—	—		継続	
	放置自転車への利用マナーの啓発 （区・交通管理者と連携）	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<都道>

■ 都道共通 東・中・西共通

事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
維持管理	バリアフリーに配慮した維持管理 (舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修)	—	—		継続	
人的対応・ 心のバリア フリー	自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、 自転車通行ルール・マナーの啓発 (区・交通管理者と連携)	—	—		継続	
	歩道上の看板放置への指導の実施 (区・交通管理者と連携)	—	—		継続	
	放置自転車への警告札の貼付による 利用マナーの啓発(区・交通管理者と連携)	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-3 中・西共通

1. 経路の概要						
経路名：都道8号（目白通り） 事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所 事業区間：関口 1-17～目白台 2-10 道路延長：3,432m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
各種工事に合わせ適時、適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備を推進する。各占用企業者等に調整指導していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
	歩道の切下げの解消（江戸川橋駅エレベーター出入口前）（東京メトロと連携）	1	箇所			
	ベンチ等の設置の検討（区との連携）	必要	箇所		継続	
	歩道の勾配の緩和	必要	箇所			
	歩道橋設置箇所における歩道の幅員確保	1	箇所			
	歩車道境界部における適切な段差への改善	必要	箇所			
維持管理	舗装のがたつきの補修	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-5 東

1. 経路の概要						
経路名：都道301号（白山通り、旧白山通り）						
事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所						
事業区間：白山5-17・白山1-37～後楽1-1						
道路延長：3,262m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
各種工事に合わせ適時、適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備を推進する。各占有企業者等に調整指導していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	改修時における坂道のバリアフリー方策の検討（白山上交差点）	1	箇所			
維持管理	歩車道境界ブロックの補修	必要	箇所		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-10 中・西共通

1. 経路の概要						
経路名：都道435号（音羽通り）						
事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所						
事業区間：音羽1-26～大塚5-40						
道路延長：1,159m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
各種工事に合わせ適時、適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備を推進する。各占有企業者等に調整指導していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
安全対策	譲り合いの注意喚起等の実施（交通管理者と連携）	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-12 東・中・西共通

1. 経路の概要						
経路名：都道437号（不忍通り） 事業主体：東京都 建設局 第六建設事務所 事業区間：湯島3-9～目白台1-13 道路延長：5,898m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
各種工事に合わせ適時、適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備を推進する。各占用企業者等に調整指導していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業に合わせたバリアフリー化（歩道の拡幅、勾配の緩和）	必要	箇所			■
	無電柱化事業に合わせたバリアフリー化（段差解消・勾配の緩和等）（文京区音羽二丁目～目白台二丁目）	470	m		■	
	歩車道段差の改善（千石図書館付近）	必要	箇所	■		
	適切な視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			■
	がたつきのない舗装への改善	必要	箇所			■
	第三護国寺前歩道橋への両側手すりの設置の検討	必要	箇所	■		
安全対策	第三護国寺前歩道橋周辺の安全対策の検討	—	—			■

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-13 東

1. 経路の概要						
経路名 ：都道 452 号（大観音通り） 事業主体 ：東京都 建設局 第六建設事務所 事業区間 ：湯島 3-16～湯島 3-45、千駄木 2-35～本駒込 1-2 道路延長 ：1,491m（区内）						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
各種工事に合わせ適時、適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備を推進する。各占用企業者等に調整指導していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	無電柱化事業に合わせたバリアフリー化（向丘一丁目）	460	m	■		
	ガードレールまたはガード柵の設置の検討	必要	箇所			■
維持管理	工事中の安全対策・バリアフリー環境確保への指導	—	—	■		

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-15 東

1. 経路の概要						
経路名 ：都道 455 号（本郷通り） 事業主体 ：東京都 建設局 第六建設事務所 事業区間 ：西片 2-21～本駒込 6-25 道路延長 ：2,331m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
各種工事に合わせ適時、適切な維持管理、整備をして行くとともに、東京都道路バリアフリー推進計画」に基づく整備を推進する。各占用企業者等に調整指導していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	車両乗り入れ部や交差点部の勾配の緩和	必要	箇所			■
	視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			■
人的対応・心のバリアフリー	歩道上の不法占用物への指導（区・交通管理者との連携）	—	—	■	継続	■

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

<区道>

■ 区道共通 東・中・西共通

事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
維持管理	バリアフリーに配慮した維持管理 (舗装等のがたつき、段差、陥没等の補修)	—	—		継続	
人的対応・ 心のバリア フリー	視覚障害者誘導用ブロック上への 放置自転車や看板等の不法占用物への指導 (交通管理者と連携)	—	—		継続	
	自転車利用者に対して通行部分等を示すなど、 自転車通行ルール・マナーの啓発 (交通管理者と連携)	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-18 西

1. 経路の概要						
経路名：区道文新 4 号						
事業主体：文京区						
事業区間：関口 1-21～関口 1-48						
道路延長：70m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
<p>交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの設置を行っている。車両乗り入れ部などの一部で横断勾配がきつい箇所がある。</p> <p>大規模改修にあわせ、段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。</p> <p>事業の実施に際しては、都道及び新宿区道と接道しているため、協議が必要となる。</p>						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化 (段差や勾配の改善)の推進	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-23 西・中共通

1. 経路の概要						
経路名：区道889号（巻石通り）						
事業主体：文京区						
事業区間：音羽 1-1～後楽 2-19						
道路延長：1,570m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの設置を行っている。横断勾配がきつい箇所や幅員の狭い箇所がある。						
大規模改修にあわせ、幅員構成の見直しや段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置等）の推進	必要	箇所			
案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内標示の設置	3	箇所			

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-25 東

1. 経路の概要						
経路名：区道892号						
事業主体：文京区						
事業区間：本郷 7-3～小石川 1-9						
道路延長：770m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成10・11・14・16年度に再整備した路線であり、交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの設置や、特殊縁石による横断勾配の確保が完了している。						
当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加設置や、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。						
事業の実施に際しては、国道及び都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置	1,540	m			
案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内標示の設置	1	箇所			

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-1-26 中

1. 経路の概要						
経路名：区道 893 号 事業主体：文京区 事業区間：小石川 4-15～小石川 5-1 道路延長：410m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 6 年度に整備した路線であり、交差点部等は視覚障害者誘導用ブロックの設置を行っているが一部 JIS 規格でないブロックが使用されている。また、主要な箇所によりわかりやすい案内表示の設置を行っている。 坂道への助け合いの意識を喚起する標識や勾配の案内を設置するとともに、当面は視覚障害者誘導用ブロックの追加及び更新や、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。 事業の実施に際しては、国道及び都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	連続的な視覚障害者誘導用ブロックの設置及び JIS 規格に適合したブロックへの更新	820	m		■	
安全対策	坂道への助け合いの意識を喚起する標識や勾配の案内の設置	必要	箇所		■	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-1-27 中

1. 経路の概要						
経路名：区道 897 号 事業主体：文京区 事業区間：大塚 1-5～音羽 2-12 道路延長：630m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 13・18 年度に再整備した路線であり、交差点部等の視覚障害者誘導用ブロックの設置や、路線の一部では道路構造のセミフラット化による横断勾配の確保が完了している。また、主要な箇所によりわかりやすい案内表示の設置を行っている。 根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、当面は舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。 事業の実施に際しては、国道及び都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善）の推進	必要	箇所			■

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-2-中-2 中

1. 経路の概要						
経路名：区道 158 号・156 号・164 号・163 号・899 号						
事業主体：文京区						
事業区間：小日向 1-4～小日向 2-16						
道路延長：1,390m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
坂道を含む歩道のない経路である。 坂道への助け合いの意識を喚起する標識や勾配の案内を設置するとともに、舗装等のがたつきや段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
安全対策	坂道への助け合いの意識を喚起する標識や勾配の案内の設置	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-2-中-6 中

1. 経路の概要						
経路名：区道 843 号						
事業主体：文京区						
事業区間：大塚 6-8～大塚 5-18						
道路延長：760m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
交差点部等での視覚障害者誘導用ブロックの設置を行っている。横断勾配がきつい箇所や幅員の狭い箇所がある。 大規模改修にあわせ、幅員構成の見直しや段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し）の推進	必要	箇所			
案内設備	多様な利用者に配慮した見やすくわかりやすい案内標示の設置	1	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-2-中-9 中

1. 経路の概要						
経路名：区道 899 号						
事業主体：文京区						
事業区間：大塚 1-5～小日向 3-14						
道路延長：350m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 10・11 年度に再整備した路線であり、交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの設置や、横断勾配の確保が完了している。また、主要な箇所によりわかりやすい案内表示の設置を行っている。大規模改修にあわせて電柱の移設を検討するが、当面は舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業にあわせて電柱の移設の検討	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-2-中-10 中

1. 経路の概要						
経路名：区道 901 号						
事業主体：文京区						
事業区間：小石川 5-37～小石川 5-4						
道路延長：380m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 29 年度より、再整備を行っている路線である。自転車走行空間も踏まえた幅員構成の再検討や段差及び勾配の解消といったバリアフリー化を進めていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業にあわせて歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し、視覚障害者誘導用ブロックの設置）の推進	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-2-西-1 西

1. 経路の概要						
経路名：区道11号・898号 事業主体：文京区 事業区間：目白台2-4～音羽1-17 道路延長：650m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成14年度に再整備した路線であり、交差点部での視覚障害者誘導用ブロックの設置や、横断勾配の確保が完了している。また、手すりの設置を行っている。 坂道への助け合いの意識を喚起する標識や勾配の案内を設置するとともに、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。 事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業に合わせた手すりの設置位置の検討	必要	箇所			
安全対策	坂道への助け合いの意識を喚起する標識や勾配の案内の設置	必要	箇所			

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-2-西-3 西

1. 経路の概要						
経路名：区道804号・125号 事業主体：文京区 事業区間：水道1-11～水道2-6 道路延長：700m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
歩道のない路線のため、安全対策で防護柵を設置している箇所があるが、設置していることで歩行者が通行しづらい箇所がある。 根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、当面は舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
安全対策	道路整備事業にあわせた幅員構成の再検討	必要	箇所			

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 道路-2-西-4 西

1. 経路の概要						
経路名：区道 841 号						
事業主体：文京区						
事業区間：目白台 1-18～目白台 1-9						
道路延長：250m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成 14 年度に再整備した路線で、車両乗入れ部等で勾配の改善が必要な箇所がある。 根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。 事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善、幅員構成の見直し）の推進	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-3-東-6 東

1. 経路の概要						
経路名：区道 653 号・652 号						
事業主体：文京区						
事業区間：本郷 4-16～文京本郷高齢者在宅サービスセンター						
道路延長：310m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
路線の南側は車両乗入れ部等で勾配の改善が必要な箇所がある。東側は歩道のない路線であるが、歩行者の通行には支障はない。 根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、舗装等のがたつきや段差の対策などバリアフリーに配慮して維持管理を行う。 事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせた歩道のバリアフリー化（段差や勾配の改善）の推進	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-3-東-8 東

1. 経路の概要						
経路名：区道 853 号						
事業主体：文京区						
事業区間：本駒込 6-14～六義園						
道路延長：140m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
横断勾配の確保は完了しているが、車止めにより歩行者の通行しづらい箇所がある。 根本的な改善は大規模改修の際に行うことになるため、舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。 事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業にあわせた歩道のバリアフリー化（車止めの位置や幅員構成の見直し）の推進	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-3-東-10 東

1. 経路の概要						
経路名：区道 894 号						
事業主体：文京区						
事業区間：白山 3-1～小石川植物園						
道路延長：220m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
歩道のない路線であるが、歩行者の通行には支障はない。 コミュニティ道路整備を行い、路線の南側では路側帯のカラー舗装化、東側では歩道の設置を行う。 事業の実施に際しては、都道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	道路整備事業等にあわせたコミュニティ道路の整備（歩道の設置等）	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 道路-3-中-7 中

1. 経路の概要						
経路名：区道902号・912号 事業主体：文京区 事業区間：大塚3-1～筑波大学他 道路延長：90m						
2. 経路の現状と移動等円滑化の今後の方針						
経路として視覚障害者誘導用ブロックの設置が完了しているが一部 JIS 規格でない視覚障害者誘導用ブロックが使用されている。 舗装等のがたつき及び段差の対策などバリアフリーに配慮した維持管理を行う。 事業の実施に際しては、国道と接道しているため、協議が必要となる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
整備	JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックへの更新	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2.6 建築物特定事業

<公共施設(窓口)・集会施設>

■ 大原地域活動センター 東 ③

1. 施設の概要						
施設名：大原地域活動センター						
事業主体：文京区						
所在地：千石 1-4-6						
建築年：平成 26 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在は新基準によるバリアフリー整備がされている。						
当面の間、抜本的な改善事項はないが、バリアフリーの整備が必要な箇所に対し、実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 大塚地域活動センター 中 4

1. 施設の概要						
施設名：大塚地域活動センター						
事業主体：文京区						
所在地：大塚 1-5-17						
建築年：昭和 35 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
古い基準により整備された施設のため、老朽化とともに使い勝手が悪い箇所が出てきている。建物の老朽化が進んでいるため、建替え工事を含め検討を行っていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 音羽地域活動センター・(仮称)介護老人保健施設音羽えびすの郷 中 5

1. 施設の概要						
施設名：音羽地域活動センター・(仮称)介護老人保健施設音羽えびすの郷						
事業主体：文京区／医療法人社団 日成会						
所在地：音羽 1-22-14						
建築年：平成 29 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備される予定である。当面、事業の実施予定はないが、意見等があった場合はソフト・ハード面において検討を行っていく。あわせて、適切な接遇につながる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	(音羽地域活動センター) 職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	(音羽地域活動センター) 筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 向丘地域活動センター・アカデミー向丘 東 7

1. 施設の概要						
施設名：向丘地域活動センター・アカデミー向丘						
事業主体：文京区						
所在地：向丘 1-20-8						
建築年：平成 27 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、基本的なバリアフリー設備は整備されている。設計のとおり整備されたが、使い勝手の悪い箇所の指摘も出てきている。今後、抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	敷地境界へのミラーの設置	1	箇所			
案内設備	バリアフリー設備への音声案内の設置	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	施設利用のマナー・ルールの周知啓発	—	—		継続	
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 白山交流館 東 11

1. 施設の概要						
施設名：白山交流館						
事業主体：文京区						
所在地：白山4-27-11						
建築年：昭和55年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
古い基準により整備された施設のため、老朽化とともに使い勝手が悪い箇所が出てきている。今後、不具合が生じた場合は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 目白台総合センター(目白台交流館・目白台第二児童館) 西 13

1. 施設の概要						
施設名：目白台総合センター（目白台交流館・目白台第二児童館）						
事業主体：文京区						
所在地：目白台3-18-7						
建築年：平成3年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されているが、老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきている。今後、抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	(目白台第二児童館) トイレの洋式化	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 白山東会館・白山東児童館 東 15

1. 施設の概要						
施設名：白山東会館・白山東児童館						
事業主体：文京区						
所在地：白山1-29-10						
建築年：昭和60年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、築30年以上経っており、一部バリアフリー化がされていない箇所があるため、施設改修工事を含めてバリアフリー化について検討を行っていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
建物内通路	(白山東会館) 1階部屋の段差への注意喚起	必要	箇所	■		
	(白山東会館) 1階部屋の段差解消	必要	箇所			■
トイレ	(白山東児童館) トイレの洋式化	必要	箇所		■	
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ かるた記念大塚会館 中 16

1. 施設の概要						
施設名：かるた記念大塚会館						
事業主体：文京区						
所在地：大塚4-13-5						
建築年：昭和62年（平成3年に区に寄贈）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
古い基準により整備された施設のため、老朽化とともに使い勝手が悪い箇所が出てきている。今後、不具合が生じた場合は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 駕籠町会館 東 18

1. 施設の概要						
施設名：駕籠町会館						
事業主体：文京区						
所在地：本駒込 6-2-5						
建築年：昭和 58 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
古い基準により整備された施設のため、老朽化とともに使い勝手が悪い箇所が出てきている。今後は平成 29 年 10 月から平成 30 年 5 月にバリアフリー化を含めた大規模改修工事を実施する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
全体	大規模改修工事におけるバリアフリー化	—	—			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 男女平等センター 東 19

1. 施設の概要						
施設名：男女平等センター						
事業主体：文京区						
所在地：本郷 4-8-3						
建築年：昭和61年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
<p>基本的なバリアフリー設備は、建物については、段差の解消、自動ドア設置、ドア・廊下幅の確保、だれでもトイレの設置、車いす利用者用駐車場の設置、貸出し車いすの用意、廊下への手摺の設置、手摺への点字の表記、施設案内図への点字の表記が完了している。人的対応についても、事業の際の手話通訳対応、受付の筆談用のメモの準備、車いす利用者への適切な受付対応などを行っている。利用者の年代を見ると60代以上が50%以上になるため、今後はトイレの洋式化について、早期に実現できるよう引き続き進めていく。</p>						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	一般トイレの洋式化	必要	箇所			
人的対応・ 心のバリア フリー	事業の際の手話通訳対応	—	—		継続	
	筆談用具の設置	—	—		継続	
	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 区民センター 東 20

1. 施設の概要						
施設名：区民センター						
事業主体：文京区						
所在地：本郷 4-15-14						
建築年：昭和 44 年（平成 27 年改修）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
改修工事により、だれでもトイレの設置（1 階、3 階）、全てのトイレの洋式化、出入口の段差解消を行った。今後は必要に応じてハード・ソフト事業によるバリアフリー整備を検討していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
建物内 通路	段差解消のためのスロープ設置 （保育園側出入口付近）	1	箇所			
人的対応・ 心のバリア フリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	
	多様な利用者への適切な対応について 職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室 中 21

1. 施設の概要						
施設名：大塚公園集会所・大塚公園みどりの図書室						
事業主体：文京区						
所在地：大塚 4-49-2						
建築年：平成3年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、軽微なバリアについては逐次対応している。今後は建替若しくは改修工事を検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	出入口の勾配の緩和	1	箇所			
	出入口の十分な幅員の確保	1	箇所			
	JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックへの改良	必要	箇所			
建物内通路	十分な幅員の確保	必要	箇所			
	JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックへの改良	必要	箇所			
トイレ	多機能トイレの適正な維持管理	必要	箇所		継続	
	多機能トイレの扉の改修	必要	箇所			
案内設備	バリアフリー設備への音声案内や触知案内図の設置	必要	箇所			
	多様な利用者に対応した案内表示、案内図の設置	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	(大塚公園みどりの図書室) 筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 小石川郵便局 中 23

1. 施設の概要						
施設名：小石川郵便局						
事業主体：日本郵便株式会社 小石川郵便局						
所在地：小石川 4-4-2						
建築年：昭和 51 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現状古い基準であるが基本的なバリアフリー設備は整備されている。局舎の老朽化と共に、使い勝手の悪い部分が出てきている状況である。今後は予算の都合もあり、大幅な改修工事は難しいが、当面は実施可能な面は改善し対応をしていきたい。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	出入口周辺の物品の除去による幅員の確保	1	箇所		継続	
建物内通路	施設内の主要な窓口まで連続した視覚障害者誘導用ブロックの設置	1	フロア			
	チラシ置き場の転倒防止及び移設等による通路の安全性の確保	1	フロア			
	消火器の設置方法への配慮	1	箇所		継続	
	主要な通路の十分な幅員の確保（120cm）	1	箇所			
案内設備	各窓口の対応業務などがわかる案内板の設置	1	箇所			
	筆談用具及び耳マークの設置	2	箇所			
その他設備	ATM 前への整列案内の表示	1	箇所			
	高齢者に配慮した高さのいすの設置	1	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	駐輪場へ誘導する案内表示の設置	1	箇所			
	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

<福祉施設>

■ 文京総合福祉センター（障害者支援施設・障害者基幹相談支援センター・文京福祉センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など） 中 ①

1. 施設の概要						
施設名：文京総合福祉センター（障害者支援施設・障害者基幹相談支援センター・文京福祉センター江戸川橋・子育てひろば江戸川橋など）						
事業主体：文京区						
所在地：小日向2-16-15						
建築年：平成27年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
文京総合福祉センターは平成27年1月に竣工し、同年4月から開館しており、現在は視覚障害者用の誘導ブロックや点字表示、音声案内等が設置されている。また、共用部分には多機能トイレも用意している。今後は、利用者からの意見や要望を考慮の上、バリアフリーの整備が必要な箇所に対し、実施可能な対応を施すことで、利便性に富んだ総合福祉施設を目指す。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	出入口の勾配への対応方法の検討（服部坂側出入口）	1	箇所		継続	
	視覚障害者誘導用ブロックを避けた位置への足ふきマットの設置	1	箇所			
	敷地境界部から建物内までの誘導方法の検討（服部坂側出入口・駐車場出入口など）	必要	箇所			
建物内通路	主要な施設・設備への誘導方法の検討	必要	箇所			
上下移動	エレベーターへの優先利用の周知啓発	—	—		継続	
トイレ	多機能トイレの利便性の向上	必要	箇所		継続	
案内設備	案内表示の設置	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 文京くすのき高齢者在宅サービスセンター・文京くすのきの郷 中 ②

1. 施設の概要						
施設名：文京くすのき高齢者在宅サービスセンター・文京くすのきの郷						
事業主体：文京区／社会福祉法人 フロンティア						
所在地：大塚 4-18-1						
建築年：平成4年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されている。今後実施する大規模改修の中で、必要に応じて整備を検討する。あわせて、適切な接遇につながる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について 職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 文京大塚高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター大塚・文京大塚みどりの郷 中 ③

1. 施設の概要						
施設名：文京大塚高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター大塚 ・文京大塚みどりの郷						
事業主体：文京区／社会福祉法人 洛和福祉会						
所在地：大塚 4-50-1						
建築年：昭和63年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されている。今後実施する大規模改修の中で、必要に応じて整備を検討する。あわせて、適切な接遇につながる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について 職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 文京昭和高齢者在宅サービスセンター 東 ⑤

1. 施設の概要						
施設名：文京昭和高齢者在宅サービスセンター						
事業主体：文京区／社会福祉法人 芙蓉会						
所在地：本駒込 2-28-31						
建築年：平成8年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されている。当面、事業の実施予定はないが、意見等があった場合はソフト・ハード面において検討を行っていく。あわせて、適切な接遇につながる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について 職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 文京白山高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター富坂・文京白山の郷 東 ⑥

1. 施設の概要						
施設名：文京白山高齢者在宅サービスセンター・高齢者あんしん相談センター富坂 ・文京白山の郷						
事業主体：文京区／社会福祉法人 福音会						
所在地：白山 5-16-3						
建築年：平成8年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されている。今後実施する大規模改修の中で、必要に応じて検討する。あわせて、適切な接遇につながる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を 設け、設置を示す案内を表示	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について 職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 文京本郷高齢者在宅サービスセンター 東 ⑧

1. 施設の概要						
施設名：文京本郷高齢者在宅サービスセンター 事業主体：文京区／社会福祉法人 福音会 所在地：本郷 4-21-2 建築年：平成 10 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されている。当面、事業の実施予定はないが、意見等があった場合はソフト・ハード面において検討を行っていく。あわせて、適切な接遇につながる職員の意識を醸成していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 大塚児童館 中 ⑳

1. 施設の概要						
施設名：大塚児童館 事業主体：文京区 所在地：大塚 6-22-19 建築年：昭和 43 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきているが、抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 千石児童館・子育てひろば千石 東 ②②

1. 施設の概要						
施設名：千石児童館・子育てひろば千石						
事業主体：文京区						
所在地：千石 1-4-3						
建築年：平成 25 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されているため、今後は人的対応・心のバリアフリーを一層充実させる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 水道児童館・子育てひろば水道 西 ②③

1. 施設の概要						
施設名：水道児童館・子育てひろば水道						
事業主体：文京区						
所在地：水道 1-3-26						
建築年：昭和 45 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきているが、抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 久堅児童館 中 ②6

1. 施設の概要						
施設名：久堅児童館						
事業主体：文京区						
所在地：小石川5-27-7						
建築年：昭和47年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきているが、抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 千石西児童館 東 ②8

1. 施設の概要						
施設名：千石西児童館						
事業主体：文京区						
所在地：千石3-15-15						
建築年：昭和48年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきているが、抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 小日向台町児童館 中 29

1. 施設の概要						
施設名：小日向台町児童館						
事業主体：文京区						
所在地：小日向2-2-2						
建築年：昭和49年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきているが、抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	トイレの洋式化	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 目白台児童館 西 30

1. 施設の概要						
施設名：目白台児童館						
事業主体：文京区						
所在地：目白台1-5-1						
建築年：昭和52年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
老朽化とともに使い勝手の悪い箇所も出てきているが、抜本的な改善は大規模改修の時期に検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 本郷児童館 東 ③1

1. 施設の概要						
施設名：本郷児童館						
事業主体：文京区						
所在地：本郷5-30-8						
建築年：平成4年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されているため、今後は人的対応・心のバリアフリーを一層充実させる。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 子育てひろば西片 東 ③2

1. 施設の概要						
施設名：子育てひろば西片						
事業主体：文京区						
所在地：西片1-8-15						
建築年：昭和49年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
区立幼稚園として整備された施設で、基本的なバリアフリー設備は整備されている。当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	施設玄関の電子錠化による施設利用時間内の門扉の解放（門扉開閉の負担軽減）	1	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<保健施設・病院>

■ 東京健生病院 中 3

1. 施設の概要						
施設名：東京健生病院						
事業主体：東京健生病院						
所在地：大塚 4-3-8						
建築年：昭和 57 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
改修工事で改善を行っているが、不十分なところがある。						
今後は、認知症やロコモティブシンドローム等への対応によりバリアフリー化を検討している。特に転倒のリスクを軽減していきたい。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	出入口の勾配の改善	1	箇所	■		
	出入口の階段・スロープへの手すりの設置	必要	箇所	■		
建物内通路	高齢者、障害者等に配慮した適切な照度の確保（照明の LED 化）	必要	箇所	■		
上下移動	階段への手すりの設置（壁側）	1	箇所		■	
トイレ	多機能トイレの適切な維持管理	—	—		■	■
案内設備	出入口やトイレ、エレベーター等の視覚障害者等へのわかりやすい案内の検討	必要	箇所		■	
	案内表示の設置（多機能トイレ、エレベーター）	必要	箇所	■		
その他設備	車いす使用者用のカウンターの設置	必要	箇所		■	
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		■	■

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

<文化・教養・教育施設>

■ 東洋大学(白山キャンパス) 東 2

1. 施設の概要						
施設名：東洋大学（白山キャンパス）						
事業主体：東洋大学						
所在地：白山5-28-20						
建築年：平成4年（1号館）、平成6年（2号館・3号館）、平成13年（4号館）、平成15年（5号館）、平成17年（6号館）、平成21年（7号館）、平成24年（8号館・9号館）、平成29年（10号館）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
バリアフリー推進室を設置し、障害のある学生の人的対応・物的支援を行っている。今後も学生の学習環境を整えるための整備を行っていく予定だが、現在、具体的な改修予定は決まっていない。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	通学路への誘導員の配置によるルール・マナーの啓発	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 跡見学園女子大学(文京キャンパス) 中 3

1. 施設の概要						
施設名：跡見学園女子大学（文京キャンパス）						
事業主体：学校法人 跡見学園						
所在地：大塚1-5-2						
建築年：昭和57年（1号館）、平成20年（2号館）、平成3年（3号館）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
2006年にバリアフリー新法が施行され、障害者等の移動等の円滑化の促進が図られることとなり、これと前後して、大学内の施設についても補助金などを活用しながらバリアフリー化を進めてきた。各建物の主要動線においては、出入口の自動ドア化、段差の解消（スロープ化）などが概ね行われている。主要な建物、動線については概ねバリアフリーとなるよう、漸次改善がなされてきたが、構造上、全ての建物に万全を期することは難しい現状が有り、ソフト面での対応を実施している。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 拓殖大学(文京キャンパス) 中 4

1. 施設の概要						
施設名：拓殖大学（文京キャンパス） 事業主体：学校法人 拓殖大学 所在地：小日向3-4-14 建築年：昭和7年（A館）、平成23年（B館）、平成20年（C館）、 昭和45年（D館）、平成27年（E館）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成26年度に文京キャンパスの整備事業が完成し、基本的なバリアフリー設備は整備されている。今後はソフト面の対応により利便性の向上に努める。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
建物内 通路	視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
	視覚障害者誘導用ブロックを避けた位置への足ふきマットの設置位置の改善	1	箇所			
上下移動	階段の両側への手すりの設置	必要	箇所			
トイレ	多機能トイレへの荷物台・荷物掛けの設置	必要	箇所			
案内設備	低い位置への非常口案内の設置	必要	箇所			
	出入口への音声案内の設置	必要	箇所			
	多機能トイレへのオストメイト対応設備の案内表示	必要	箇所			
その他 設備	磁気ループの導入	1	箇所			

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 日本女子大学(目白キャンパス) 西 9

1. 施設の概要						
施設名：日本女子大学（目白キャンパス）						
事業主体：日本女子大学						
所在地：目白台2-8-1						
建築年：昭和40年（香雪館）、昭和49年（七十年館）、平成15年（百年館）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
建物によって基本的なバリアフリー設備が整備されているところと整備されていないところが混在している。抜本的な改善は大規模修繕の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
全体	バリアフリーに配慮した校舎への建替え	—	—			
建物内通路	基準適合したスロープへの改修（香雪館）	1	箇所			
	既存スロープの勾配の改善（七十年館）	1	箇所			
上下移動	エレベーターの設置（香雪館）	1	箇所			
トイレ	車いす対応トイレの増設（百年館）	1	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	通学時のルール・マナー等について学生への啓発の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 文京学院大学(本郷キャンパス) 東 10

1. 施設の概要						
施設名: 文京学院大学(本郷キャンパス) 事業主体: 学校法人 文京学園 所在地: 向丘1-19-1 建築年: 平成元年(C館・体育館)、平成3年(D館・ラウンジ棟)、平成8年(記念館)、平成16年(B館)、平成26年(S館)						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されているが、古い基準による整備の部分もある。今後、抜本的な改善は大規模改修の時期となるが、当面は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	生涯学習センター出入口の段差への注意喚起の表示	1	箇所			
	バリアフリールートのお知らせのわかりやすい案内表示の設置	1	箇所			
建物内通路	視覚障害者に配慮した輝度比のあるタイルカーペットの設置の検討	2	フロア		継続	
	共用廊下への人感センサーによる照明設備の設置	14	フロア			
上下移動	階段への連続した手すりの設置・更新	4	箇所			
案内設備	エレベーターへの音声案内の設置	14	箇所			
	キャンパスガイドへのバリアフリー情報の表記	1	頁			
	利用者にわかりやすい案内表示の総合的な検討	1	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	
	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 貞静学園短期大学 中 14

1. 施設の概要						
施設名：貞静学園短期大学 事業主体：学校法人 貞静学園 所在地：小日向1-26-13 建築年：昭和62年（A館）、平成15年（B館）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
基本的なバリアフリー設備は整備されているが、古い基準による整備であり、老朽化が見られる箇所も出てきている。今後、大々的な改善は大規模改修の時期となるため、当面は実施可能な範囲で対応する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックの連続設置の検討	必要	箇所		継続	
	建物内通路				継続	
建物内通路	適切な照度の確保	必要	箇所		継続	
	物品の除去等による通路の適切な管理	—	—		継続	
トイレ	車いすトイレへのL字型手すりの設置の検討	必要	箇所		継続	
	車いすトイレの非常ボタンへの点字表示	必要	箇所			
	保健室のおむつ交換室としての活用	必要	箇所		継続	
	温水洗浄便座の設置の検討	必要	箇所		継続	
駐輪場・駐車場	車いす使用者駐車場の路面標示の補修	必要	箇所			
案内設備	非常口への誘導灯や標識の適切な設置方法の検討	必要	箇所		継続	
人的対応・心のバリアフリー	職員によるサポートや案内の充実	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ アカデミー音羽 中 19

1. 施設の概要						
施設名：アカデミー音羽						
事業主体：文京区						
所在地：大塚 5-40-15						
建築年：平成 5 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、基本的なバリアフリー設備は整備されているが、古い基準による整備であり、老朽化とともに使い勝手が悪い箇所も出てきている。今後は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	洋式化など、トイレのバリアフリー化の推進	必要	箇所			
案内設備	わかりやすく、利用しやすい案内表示への改修	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ アカデミー千石・千石図書館 東 20

1. 施設の概要						
施設名：アカデミー千石・千石図書館						
事業主体：文京区						
所在地：千石 1-25-3						
建築年：平成 5 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、1 階に車椅子での使用可能なトイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、階段の 2 段手すりの設置が完了している。						
今後はトイレの洋式化等のバリアフリー整備を進める。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	視覚障害者誘導用ブロックの連続設置（歩道から門まで）	必要	箇所			
	敷地内通路の舗装の改善	必要	箇所			
建物内通路	手すり端部の安全対策（2 階通路）	必要	箇所			

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
建物内 通路 (つづき)	JIS 規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
	バリアフリー設備への視覚障害者誘導用ブロックの連続設置	必要	箇所			
	十分な幅員の確保	必要	箇所			
トイレ	多機能トイレへの荷物台・荷物掛けの設置	必要	箇所			
	多機能トイレのL字型手すりの設置位置の改善	必要	箇所			
	一般トイレ内の段差の解消	必要	箇所			
	トイレの洋式化	必要	箇所			
上下移動	階段の始終点への視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
案内設備	手すりへの点字表示	必要	箇所			
	出入口やトイレ、エレベーター等への音声案内の設置	必要	箇所			
	トイレの触知案内図の設置及びボタンへの点字表示	必要	箇所			
その他 設備	背もたれのある椅子の設置	必要	箇所			
人的対応・ 心のバリア フリー	職員による案内やサポートなどの対応の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ アカデミー茗台 中 21

1. 施設の概要						
施設名：アカデミー茗台						
事業主体：文京区						
所在地：春日2-9-5						
建築年：平成5年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、基本的なバリアフリー設備は整備されているが、古い基準による整備であり、老朽化とともに使い勝手が悪い箇所も出てきている。今後は実施可能な対応を通じて利便性の改善を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 真砂中央図書館 東 22

1. 施設の概要						
施設名：真砂中央図書館						
事業主体：文京区						
所在地：本郷4-8-15						
建築年：昭和50年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成27年5月から平成28年6月にかけて行った改修工事により、施設面でのバリアフリー化には対応したため、今後は職員及び受託事業者に対するバリアフリー教育を継続していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 小石川図書館 中 23

1. 施設の概要						
施設名：小石川図書館						
事業主体：文京区						
所在地：小石川5-9-20						
建築年：昭和40年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、建物の構造上バリアフリーが進んでいるとはいえない状況である。						
今後は建物に関わる以外の部分で改善ができるか検討を進める。また、基本構想の実施計画で、改築に関する検討を行う中でバリアフリーに対して検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	非常呼出しボタン及び警報ランプの設置	必要	箇所		■	
	トイレの洋式化	必要	箇所		■	
案内設備	非常事態を聴覚障害者等に伝えるフラッシュライト等の設置	必要	箇所		■	
	出入口やトイレ、エレベーター等への音声案内の設置	必要	箇所		■	
	全体案内図の改修	必要	箇所	■		
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	■
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	■
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	■

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 水道端図書館 西 24

1. 施設の概要						
施設名：水道端図書館						
事業主体：文京区						
所在地：水道 2-16-14						
建築年：昭和 52 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、1階に車いすでの使用可能なトイレの設置は完了している。今後はトイレの洋式化等のバリアフリー整備を進めていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
トイレ	トイレの洋式化	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 目白台図書館 西 25

1. 施設の概要						
施設名：目白台図書館						
事業主体：文京区						
所在地：関口3-17-9						
建築年：昭和58年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、1階に車いすでの使用可能なトイレの設置、視覚障害者誘導用ブロックの設置、対面朗読室の設置は完了している。						
今後はトイレの洋式化等のバリアフリー整備を進めていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
建物内通路	JIS規格に適合した視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
上下移動	視覚障害者誘導用ブロックの敷設方法の改善	必要	箇所			
トイレ	多機能トイレの手すりの改善	必要	箇所			
	非常事態を聴覚障害者等に伝えるフラッシュライト等の設置	必要	箇所			
	トイレの洋式化	必要	箇所			
案内設備	書架サインの改修	必要	箇所			
その他設備	カウンターの改修	1	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	
	筆談用具、拡大鏡、杖ホルダーの設置	1	箇所		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 文京ふるさと歴史館 東 37

1. 施設の概要						
施設名：文京ふるさと歴史館						
事業主体：文京区						
所在地：本郷 4-9-29						
建築年：平成 3 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
概ね基本的な設備が整備されているが、女子トイレの一部に和式便器が存在している。また、オストメイトトイレ、授乳室、ベビーベッド・ベビーチェア等が未整備の状態である。今後、トイレの様式化については、施設管理部の計画に基づいて対応していく。オストメイトトイレや授乳室等の整備に関しては大規模改修時に整備を検討する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ スポーツセンター 中 40

1. 施設の概要						
施設名：スポーツセンター						
事業主体：文京区						
所在地：大塚 3-29-2						
建築年：昭和 61 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、平成 28 年度末よりバリアフリー化を含めた大規模改修工事を実施している。今後は引き続きサポートの充実などソフト事業の推進を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
全体	大規模改修工事におけるバリアフリー化	—	—			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 竹早テニスコート 中 41

1. 施設の概要						
施設名：竹早テニスコート						
事業主体：文京区						
所在地：小石川5-9-1						
建築年：昭和29年（第5コート：昭和61年）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
施設出入口やクラブハウス出入口に段差があり、クラブハウス内にエレベーターがない状況である。竹早公園及び小石川図書館の整備と整合性を取りながら整備を検討する必要があるため、当面はソフト対応を行っていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 江戸川橋体育館 中 42

1. 施設の概要						
施設名：江戸川橋体育館						
事業主体：文京区						
所在地：小日向1-7-4						
建築年：平成24年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
比較的新しい建物であるため、基本的なバリアフリー機能は備わっているが、施設境界に段差が残っている箇所がある。						
抜本的な改善は大規模改修の時期となるため、当面についてはソフト対策を充実させていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
案内設備	オストメイト対応の案内表示の設置	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

<商業施設>

■ 文京グリーンコート 東

1. 施設の概要						
施設名：文京グリーンコート						
事業主体：文京グリーンコート						
所在地：本駒込 2-28-10						
建築年：平成 10 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
建築当時の基準により基本的なバリアフリー設備は整備されている。 今後は大規模改修時に全体的なバリアフリー対策について検討することとし、当面は実施可能な事項より対応していく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
敷地内 通路	視覚障害者誘導用ブロックの設置の検討	必要	箇所			
	舗装の補修	必要	箇所			

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

<宿泊施設>

■ ホテル椿山荘東京 西 6

1. 施設の概要						
施設名： ホテル椿山荘東京 事業主体： ホテル椿山荘東京 所在地： 関口 2-10-8 建築年： 平成 4 年（プラザ・ホテル・錦水）、昭和 46 年（タワー）、 平成 7 年（第三駐車場）、昭和 41 年（別館）、昭和 44 年（第二駐車場）						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
エレベーターや多機能トイレ、ユニバーサルルームの設置等、基本的なバリアフリー化は図られている。構造上問題のある部分については長期的に検討し、施設改修時にはバリアフリー化を包括的に取り入れ、ハンディキャップゲストを受け入れるための環境整備を実施していく。あわせて十分な情報提供や人的対応により案内やサポートの充実を図る。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口・敷地内通路	舗装のがたつきの改善	必要	箇所			
	適切な照度を確保するための照明機器への変更	必要	箇所			
建物内通路	カフェに向かうスロープの勾配の緩和	1	箇所			
上下移動	エレベーターのバリアフリー化 (車いす利用者対応の操作ボタン・足元まで見える鏡の設置等)	必要	箇所			
トイレ	多機能トイレの拡張及びの動線の改善	必要	箇所			
客室	ユニバーサルルームの出入口の拡幅及び扉の改修	必要	箇所			
	ユニバーサルルームの適切な照明の確保	必要	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	従業員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	庭園用電動カートや電動車いすの貸出及び案内の表示	—	—		継続	
	ホームページ等による施設のバリアフリー関連情報の提供	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について従業員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ フォーレスト本郷  

1. 施設の概要						
施設名：フォーレスト本郷 事業主体：フォーレスト本郷 所在地：本郷 6-16-4 建築年：平成 11 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
客室（309 号室）のバリアフリールームの設置及び 1 階ロビーへの多機能トイレの設置が完了している。今後は特別設置等の計画はないが、引き続き人的対応によるサポートを行っていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・心のバリアフリー	入浴介助への対応	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

2.7 都市公園特定事業

■ 六義園

1. 施設の概要						
施設名：六義園						
事業主体：東京都 建設局 東部公園管理事務所						
所在地：本駒込 6-16						
開設年：昭和 13 年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
都市公園にかかる条例やマニュアル等に基づき、文化財としての価値を損なわないように、施設改修に合わせバリアフリー化を進める。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	道路から出入口の位置がわかるような案内表示・音声案内の設置の検討（道路管理者と連携）	必要	箇所		■	
トイレ	トイレの改修にあわせたバリアフリー化（トイレ前の勾配の緩和、多機能トイレの改修等）	必要	箇所		■	
案内設備	音声案内の内容の見直しの検討	—	—	■		
	わかりやすい案内表示への改善（字の大きさ、トイレへの誘導など）	必要	箇所		■	
	触知案内板の設置の検討及び音声案内の設置の必要性を含めた検討	必要	箇所		■	
	わかりやすい案内板の設置検討	必要	箇所		■	
	多言語対応の音声ガイドの導入の必要性を含めた検討	必要	箇所		■	
	園内マップの点字パンフレットの設置の必要性を含めた検討	必要	箇所		■	
	案内パンフレットの表示方法の見直し	—	—		■	
	悪路対応車いすの貸出に関する案内表示の設置	必要	箇所	■		
その他設備	点字表示による案内の設置検討	必要	箇所		■	

項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
人的対応・ 心のバリア フリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	コミュニケーション支援ボードや 筆談用具の設置及び耳マークの表示	必要	箇所			
	利用者への人的支援や悪路対応車いすの貸出	—	—		継続	
	多様な利用者への適切な対応について 職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成 29 年度～平成 32 年度 中期：平成 33 年度～平成 37 年度 長期：平成 38 年度以降

■ 大塚公園 中 ②

1. 施設の概要						
施設名：大塚公園						
事業主体：文京区						
所在地：大塚 4-49						
開設年：昭和3年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
直近では、平成元年から平成3年にかけて全面改修工事を行っている。今後は公衆・公園等トイレの整備事業と公園再整備事業の中で、トイレの建替え工事を行うと共に、トイレまでのバリアフリー経路等を確保するため、一部の整備を予定している。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口/ 園路	歩道上から主要な園路及び階段部への視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所		■	
出入口	がたつきのない舗装への改修	必要	箇所		■	
園路	階段の両側への手すりの設置	必要	箇所		■	
	スロープの勾配の緩和	1	箇所		■	
トイレ	建替え工事にあわせたトイレのバリアフリー化（扉の改良、JIS規格に適合した物の配置等）	—	—		■	
	案内図やわかりやすい案内表示の設置	必要	箇所		■	
	目隠し用の壁の設置	必要	箇所		■	
案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図やわかりやすい案内表示の設置	必要	箇所		■	
人的対応・心のバリアフリー	利用者への公園利用のマナー・ルールの啓発	—	—	■	■	■

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 肥後細川庭園 西 ③

1. 施設の概要						
施設名：肥後細川庭園						
事業主体：文京区						
所在地：目白台1-1						
開設年：昭和36年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
平成27年度より、バリアフリー化を含めた整備を実施しており、平成29年度に行う肥後細川庭園改修工事（第三期）において主要な園路のバリアフリー化が完了する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
園路	主要な園路の傾きや段差の解消	必要	箇所			

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 目白台運動公園 西 4

1. 施設の概要						
施設名：目白台運動公園						
事業主体：文京区						
所在地：目白台 1-19・20						
開設年：平成21年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
中央出入口からパークセンターまでバリアフリー対応済みである。今後は、段差等小規模なバリアフリーに対する対応を随時行っていく。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	歩道上から出入口まで視覚障害者誘導用ブロックの設置（道路管理者と連携）	必要	箇所	■		
園路	排水溝部への車いすで通れる平坦部の確保	必要	箇所	■		
管理棟	階段の手すりの取替	必要	箇所	■		
	階段蹴上げ部分の安全対策（つまずき防止）の実施	必要	箇所	■		
	案内板の改修（凡例の明記、点字シールの貼付）	必要	箇所	■		
	筆談用具及び耳マークの設置	必要	箇所	■		
トイレ	多機能トイレの扉の改修	必要	箇所		■	
	移乗手すりの移設	必要	箇所		■	
	ごみ入れの移動	必要	箇所	■		
人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		■	■
	利用者への公園利用のマナー・ルールの啓発	—	—		■	■
	多様な利用者への適切な対応について職員教育の実施	—	—		■	■

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 江戸川公園 西 ⑤

1. 施設の概要						
施設名：江戸川公園						
事業主体：文京区						
所在地：関口2-1						
開設年：大正8年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
直近であれば、平成12年に公園東部エリアの改修を行っている。						
平成29年度に、公園内にある2箇所のトイレ（江戸川公園便所と江戸川公園内公衆便所）の整備に伴い、付帯工事として園内一部の整備も行う。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口	車止めの再配置（西側出入口）	1	箇所			
園路	主要な園路の傾きや段差の解消（東側出入口付近、西側出入口～トイレは短期的に対応）	必要	箇所			
トイレ	だれでもトイレの設置	2	箇所			
人的対応・心のバリアフリー	遊歩道の自転車走行禁止の徹底	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 教育の森公園・占春園 中 ⑧

1. 施設の概要						
施設名：教育の森公園・占春園						
事業主体：（占春園）国立大学法人 筑波大学 （教育の森公園）文京区						
所在地：小石川3-29						
開設年：昭和61年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
現在、バリアフリー化も含めた整備を実施しており、平成30年度に完了予定である。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
園路	（占春園）園路の整備や階段手すりの設置検討	必要	箇所		継続	
	（教育の森公園）主要な園路のバリアフリー化	必要	箇所			
トイレ	（教育の森公園）だれでもトイレの設置	2	箇所			

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

■ 六義公園・六義公園運動場 東 9

1. 施設の概要						
施設名：六義公園・六義公園運動場						
事業主体：文京区						
所在地：本駒込 6-16						
開設年：昭和52年						
2. 施設の現状と移動等円滑化の今後の方針						
<p>(六義公園) 平成17年に、バリアフリー化を含むトイレの改修工事を行っている。平成30～31年度の再整備に向けて、バリアフリー対応等を含めて実施設計を進めている。</p> <p>(六義公園運動場) 抜本的な改善は大規模改修の時期となるため、当面についてはソフト対策を充実させていく。</p>						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
出入口/ 園路	(六義公園) 視覚障害者誘導用ブロックの設置	必要	箇所			
トイレ	(六義公園) トイレの建替えに合わせた だれでもトイレの整備	1	箇所			
案内設備	(六義公園) よりわかりやすい案内表示の設置	必要	箇所			
人的対応・ 心のバリア フリー	(六義公園運動場) 職員による案内やサポートの一層の充実	—	—		継続	
	(六義公園運動場) 多様な利用者への 適切な対応について職員教育の実施	—	—		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

2.8 交通安全特定事業

■ 全域 東・中・西共通

1. 概要						
事業主体：東京都公安委員会						
所在地：山の手地域（東部・中央・西部）内						
2. 現状と移動等円滑化の今後の方針						
音響式や経過時間表示式信号機、エスコートゾーンの設置等のバリアフリー化を順次進めている。今後も生活関連経路の主要な交差点を中心に対策を行うとともに、必要な交通安全対策を実施する。						
3. 事業内容・実施時期						
項目	事業内容	規模		実施時期		
		数量	単位	短期	中期	長期
信号機等	バリアフリー対応型信号機（音響式や経過時間表示式など）の整備	必要	箇所		順次	
	エスコートゾーンの整備	必要	箇所	必要に応じ実施		
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化	必要	箇所		順次	
違法駐車防止のための事業	違法駐車車両の指導取締り等	必要	箇所		継続	

※短期：平成29年度～平成32年度 中期：平成33年度～平成37年度 長期：平成38年度以降

* 別途、東京都公安委員会が作成する交通安全特定事業計画を参照

第3章 特定事業の推進

文京区バリアフリー基本構想では、「文京区バリアフリー基本構想推進協議会」（以下「推進協議会」）を通じて、地区別計画の策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づき、バリアフリー基本構想の段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）を推進することとしています。

今後、地区別計画に基づく事業の進捗状況について関係する事業者に毎年度照会を行って推進協議会で確認します。また、現時点では特定事業等として設定しなかった課題についても、事業実施の目途がついた時点で随時特定事業への位置づけを行い、以降の進捗管理を行っていきます。さらに、区の補助制度を活用した整備やソフト施策の推進を働きかけていきます。

事業実施に際しては、必要に応じて計画・設計・施工段階への区民参加などの支援を行い、より充実した事業内容となるよう働きかけを行っていきます。

平成 32 年度には中間評価として多様な区民参加のもと事業実施後の確認やさらなる改善の提案等を行います。そして、目標年次の平成 37 年度以降は、バリアフリー基本構想の評価や改定の必要性について検討します。

また、ソフト施策等の推進の一環として、推進協議会の場を活用しながら心のバリアフリーに関する研修会等の取組を継続的に展開するなど、より多くの区民の方が参加する機会を設けながら、心のバリアフリー等の普及・啓発を推進していきます。

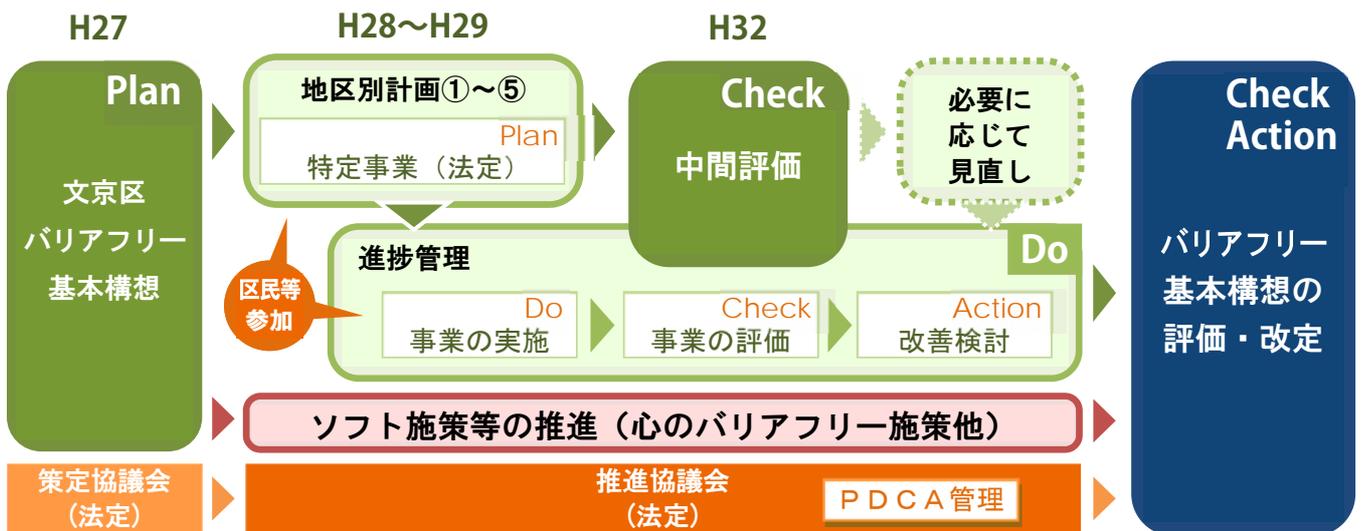


図4 文京区バリアフリー基本構想におけるPDCAサイクルのイメージ

参考資料

参考1 文京区バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

26文都都第572号 平成27年3月26日
一部改正 27文都都第97号 平成27年5月29日
一部改正 27文都都第203号 平成27年7月16日
最終改正 28文都都第27号 平成28年4月1日

(設置)

第1条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第26条第1項の規定に基づき、文京区バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の実施に係る連絡調整を行うため、文京区バリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の進行管理に関すること。
- (2) 基本構想に基づく重点整備地区別計画の策定に関すること。
- (3) その他区長が必要であると認めた事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱する委員40人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体、高齢者団体等を代表する者
- (3) 公募区民
- (4) 関係行政機関
- (5) 施設管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 関係事業者
- (8) 前各号に掲げる者のほか、区長が必要であると認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員が選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(幹事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、企画政策部長、福祉部長、都市計画部長、土木部長、企画政策部企画課長、アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長、福祉部福祉政策課長、福祉部障害福祉課長、都市計画部都市計画課長及び土木部管理課長の職にある者とする。

(意見聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、都市計画部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則 この要綱は、平成27年3月26日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年5月29日から施行する。

付 則 この要綱は、平成27年7月16日から施行する。

付 則 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

参考2 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 委員名簿

No.	区分	所属	氏名		
1	学識経験者	岩手県立大学 名誉教授	元田 良孝		
2		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦		
3	区民	障害者団体	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	
4			文京区肢体障害者福祉協会	中村 雄介	
5			文京区内部疾患友の会	田中 誠一郎	
6			文京区聴覚障害者協会	新井 賢二	
7			文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	
8			文京区家族会	前山 栄江	
9			文京区知的障害者（児）の明日を創る会	佐藤 澄子	
10			高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	三宅 絢子
11			商店街	文京区商店街連合会（平成29年6月15日まで） 文京区商店街連合会（平成29年6月16日から）	野上 信吉 川又 靖則
12	町会	文京区町会連合会	諸留 和夫		
13	地域員	文京区民生委員児童委員協議会	水野 妙子		
14	公募		猿渡 達明		
15			土岐 悦康		
16			西村 久子		
17			井本 佐保里		
18	関係行政機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通政策部 消費者行政・情報課長	笠間 雅弘	
19		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	谷崎 馨一	
20	施設管理者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	三條 憲一	
21		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	鈴木 義治	
22		区道	文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一	
23		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	蛭間 浩行	
24	区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良		
25	交通管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	守谷 光明	
26			本富士警察署 交通課長	馬渡 幸一	
27			駒込警察署 交通課長	岡本 明治	
28			大塚警察署 交通課長	丸屋 貴史	
29	交通事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	木津 和久	
30			東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長	生越 啓史	
31		都営バス	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長 （平成29年7月31日まで） 東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長 （平成29年8月1日から）	島崎 健一 野澤 正幸	
32	区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光		
33	関係事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月 修		

参考3 文京区バリアフリー基本構想推進協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名
1	文京区企画政策部長	吉岡 利行
2	文京区福祉部長	須藤 直子
3	文京区都市計画部長	中島 均
4	文京区土木部長	中村 賢司
5	文京区企画政策部企画課長 事務取扱 企画政策部参事	加藤 裕一
6	文京区アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	横山 尚人
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸
8	文京区福祉部障害福祉課長	中島 一浩
9	文京区都市計画部都市計画課長	吉田 雄大
10	文京区土木部管理課長 事務取扱 土木部参事	小野 光幸

参考4 検討経緯

回	会議名及び開催日	主な検討内容
1	まち歩きワークショップ 平成 29 年 4 月 18 日 (火) 平成 29 年 4 月 19 日 (水) 平成 29 年 4 月 20 日 (木)	生活関連施設・生活関連経路の現地確認及び意見交換 4/18 山の手地域東部 (参加者 25 名) 4/19 山の手地域中央 (参加者 24 名) 4/20 山の手地域西部 (参加者 25 名)
2	第1回 文京区バリアフリー 基本構想推進協議会 平成 29 年 5 月 19 日 (金)	(1) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画の 策定方針について (2) 特定事業の進捗管理について
3	事業者説明会 平成 29 年 6 月 9 日 (金)	(1) 文京区バリアフリー基本構想について (2) 特定事業の設定方法について (3) 設定した特定事業の進捗状況報告について (4) 設定した特定事業における補助金の活用について (5) 質疑応答
4	第2回 文京区バリアフリー 基本構想推進協議会 平成 29 年 11 月 7 日 (火)	(1) 第1回推進協議会以降の検討状況について (2) 文京区バリアフリー基本構想重点整備地区別計画の 素案について
5	第3回 文京区バリアフリー 基本構想推進協議会 平成 30 年 1 月 16 日 (火) 予定	実施後掲載予定

※各協議会前に推進委員会を実施 (検討内容は協議会と同様)

参考5 まち歩きワークショップの実施概要と主な意見

開催日程

会場：文京シビックセンター 3階 障害者会館

日時：【山の手地域東部】平成 29 年 4 月 18 日（火） 12 時 30 分～16 時 40 分

【山の手地域中央】平成 29 年 4 月 19 日（水） 12 時 30 分～16 時 40 分

【山の手地域西部】平成 29 年 4 月 20 日（木） 12 時 30 分～16 時 40 分

プログラム

項目	時間	内容
1.開会・説明	12:30 (15分)	○開会挨拶 ○地区別計画の策定について ○本日の目的の説明
2.現地確認	12:45 (5分)	○参加者自己紹介 ○班ごとの対象施設、現地確認ルートの確認 ○現地確認の出発準備
	12:50 (130分)	○現地確認
(休憩)	15:00 (20分)	
3.意見交換	15:20 (60分)	○各班で意見交換
4.閉会	16:20 (20分)	○各班から主な意見を報告 ○今後のスケジュール ○閉会挨拶

参加者数

山の手地域東部：25人 山の手地域中央：24人 山の手地域西部：25人
(交通事業者及び事務局を除く)

対象施設

項目	山の手地域東部 (4月18日(火))	山の手地域中央 (4月19日(水))	山の手地域西部 (4月20日(木))
鉄道駅	都営地下鉄三田線 千石駅・白山駅	東京メトロ丸ノ内線 新大塚駅・茗荷谷駅	東京メトロ有楽町線 江戸川橋駅・護国寺駅
道路	本郷通り、不忍通り 他	春日通り、千川通り、 播磨坂 他	目白通り、不忍通り、 巻石通り 他
公共施設 (窓口)・ 集会施設	向丘地域活動センター・ アカデミー向丘、 本郷郵便局	大塚公園集会所、 小石川郵便局、 大塚地域活動センター	文京総合福祉センター、 江戸川橋体育館、 アカデミー音羽
保健施設・病院	—	東京健生病院	—
文化・教養・ 教育施設	千石図書館、 文京学院大学 (本郷キャンパス)	大塚公園みどりの図書室、 小石川図書館、 拓殖大学 (文京キャンパス)、 貞静学園短期大学	目白台図書館
宿泊施設	フォーレスト本郷	—	ホテル椿山荘東京
公園・運動場	六義園、六義公園	大塚公園	目白台運動公園

まち歩きワークショップでの主な意見

◎良い点、△悪い点・改善点

点検対象	意見内容（◎良い点、△悪い点・改善点）
鉄道駅	◎ホームの一部を盛り上げているところがあり、車いすで乗降しやすい。（都営三田線各駅） ◎エレベーターのボタンが浮き出し文字になっていた。（東京メトロ丸の内線新大塚駅） △新旧の視覚障害者誘導用ブロックが混ざっていてわかりにくい。（全般） △車いす使用者だと光が映り込んで券売機の表示が見えない。（全般） △出入口が離れているので、2ルート目のエレベーターを設置してほしい。（全般）
道路	◎視覚特別支援学校の生徒に配慮した独自のエスコートゾーンがあった。（不忍通り） ◎歩道の幅員が広く、滑りにくい材質の舗装で歩きやすい。（春日通り） △歩道沿いの植栽（街路樹・沿道敷地）は歩道上に枝が飛び出して危険であるため、適切に管理してほしい。（全般） △音響式信号機やエスコートゾーンを増やしてほしい。（全般） △沿道施設の入口がわかるような視覚障害者誘導用ブロックを建物側と連続して設置してほしい。（全般） △歩道上の放置自転車やスピードを出した走行など、自転車利用者のマナーが悪い。（全般） △視覚障害者誘導用ブロックの規格が混在している箇所や破損している箇所があった。（複数道路） △坂の勾配が急であるため、手動車いす使用者は介助者無しでは登坂できない。（複数道路）
公共施設（窓口）・集会施設	◎階段やエレベーターだけでなくエスカレーターが設置されていて良かった。（本郷郵便局） ◎引き出しタイプの記入台が車いす対応で良かった。（向丘地域活動センター・アカデミー向丘） △トイレやエレベーター、出入口に音声案内があると良い。（全般） △筆談用具や耳マークが設置されていると良い。（小石川郵便局） △出入口はもう少し幅があると良い。松葉杖利用では狭い。（大塚公園集会所・大塚公園みどりの公園）
保健施設・病院	◎タッチパネル受付機は車いす対応の高さになっている。他にもローカウンターがあった。（東京健生病院） △エレベーターに音声案内があると良い。（東京健生病院）
文化・教養・教育施設	◎古い建物であるためエレベーターが設置されていないが、車いす使用者を担いで階段を上ってくれるなど人的対応が厚い。（小石川図書館） ◎妊産婦・乳児救護所に指定されており、緊急時には実習室を活用した沐浴や介護が可能な設備が整っている。（貞静学園短期大学） △車いす専用の駐車スペースがあるが、門は基本的には閉鎖しており、事前に連絡する必要があるようで自由に利用できない。開館中は常時あけておいてほしい。（千石図書館） △施設内のバリアフリー設備について、職員全員が認識しており案内できるように情報を共有しておく必要がある。（文京学院大学）
宿泊施設	◎従業員の手が空いているときは、入浴の介助を対応している。（フォーレスト本郷） ◎従業員の対応が丁寧で親切である。手話ができる従業員もいる。（ホテル椿山荘東京） △ロビーの受付のカウンターの位置が高い。（ホテル椿山荘東京）
公園・運動場	◎きれいでわかりやすく整備されており、使いやすそうな施設である。（目白台運動公園） △多機能トイレの扉が重いので、電動にした方が良い。（六義園） △園内全体が視覚障害者に対応していない。（六義公園） △公園内に視覚障害者誘導用ブロックがないので、歩けない。特に階段は危険である。（大塚公園）

参考6 心のバリアフリーワークショップの実施概要と主な意見

開催日程

日時：平成 29 年 11 月 12 日（日） 実施予定

会場：文京総合福祉センター

実施内容

実施後掲載予定

主な意見

実施後掲載予定

参考7 移動等円滑化に関する事項

移動等円滑化に関する主な基準等

各施設のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

表 移動等円滑化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 平成18年12月
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	建築物	移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化基準）	国土交通省【政令】 平成18年12月
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準（建築物移動等円滑化誘導基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年12月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔旅客施設編〕	国土交通省 平成25年6月
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン〔車両等編〕	国土交通省 平成25年6月
	道路	増補 改定版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年8月
	公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン	国土交通省 平成24年3月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 平成24年7月 (追補版平成27年7月)
条例等	公共交通・道路公園・建築物等	東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル	東京都 平成26年9月
	道路	都道における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	公園	東京都立公園における移動等円滑化の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	建築物	高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（建築物バリアフリー条例）	東京都 平成18年12月
	交通安全	東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等の基準に関する条例	東京都 平成24年12月
	駐車場	駐車場ユニバーサルデザインガイドライン	(財)東京都道路整備保全公社 平成19年2月
		障害者等用駐車区画の適正利用に向けたガイドライン	東京都 平成25年8月
トイレ	生活者の視点に立ったトイレ整備の指針—とうきょうトイレ、その方向性—	東京都福祉のまちづくり推進協議会 平成18年7月	

移動等円滑化に向けた配慮事項

バリアフリー基本構想では、区民意見をもとに、各事業者が移動等円滑化に向けて配慮すべき事項として以下を整理しています。

- ※1) 配慮事項は区民意見を基に整理しており、関連ガイドラインに示された整備水準を考慮していません。
- ※2) **赤字**は関連ガイドラインに同様の記載があるもののうち特に区民意見の多かったもの、**青字**は記載がないものです。

(1) 公共交通の移動等円滑化

① 旅客施設(鉄道駅)

項目	共通の配慮事項
①通路	主要な出入口から各ホームまでのバリアフリー化された経路を確保する。また、利用客数が多い駅については、 バリアフリー経路の増設に努める とともに、他の経路と比べて極端に遠回りにならないようにする（乗換時も同様）。
	動線が錯綜する通路では、視覚障害者が安心して移動できる誘導経路を確保（視覚障害者誘導用ブロックの配置）する。
②上下移動	階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。
	エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする（十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など）。
	エスカレーターは、 上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置 する。
③ホーム	転落防止のため、 ホームドアや可動式ホーム柵、又は内方線付点状ブロックを設置 する。
	ホームの幅員が狭い箇所には、車いす使用者や視覚障害者に配慮した注意喚起や安全対策を実施する。
	ホームと車両の間隙や段差は、できる限り小さくする。
	乗降位置を表示するとともに、 視覚障害者がわかりやすい位置に点字を貼付 する。
	乗降や移動を妨げない位置に配慮し、ベンチを設置する。
④券売機等	視覚障害者や高齢者に配慮した適切な照度を確保する。
	車いす使用者でも近づきやすいよう蹴込みを設け、タッチパネルが見やすい（反射しない）券売機等を設置する。
⑤トイレ	インターホン等を活用できない聴覚障害者等への適切な対応方法を検討する。
	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置 する（ベビーチェアや 幼児用便座 など）。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置 する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。

項目	共通の配慮事項
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や乗継経路、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した大きくわかりやすい案内表示を設ける。
	エスカレーターによる経路が連続していない場合(途中から階段による上下移動が必要となる場合)は、あらかじめその旨がわかるように経路の端部に案内を掲示する。
	改札口やトイレ、エスカレーター等に音声案内を設置する。また、駅構内やトイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	サインの情報内容や表現方法、設置位置がわかりやすいように配慮するとともに、 可変式情報表示装置を設置し、緊急時等の情報をタイムリーに伝達 できるようにする。エレベーターや多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できる ように配慮する(案内の表示など)。
⑦人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。
	駅や車両利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：旅客施設のバリアフリー化（国土交通省資料など）



ホームドア



可動式ホーム柵



内方線付点状ブロック

② バス

項目	共通の配慮事項
①車両	ノンステップ化や車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい広めの乗降口の確保など、バリアフリー化された車両への代替を促進する。
②バス乗降場・停留所	バス停へのベンチ・上屋の設置や十分な待合スペースを確保する。（道路管理者との連携） バスが正着（停留所に寄せてまっすぐ停車）しやすく、車両との段差が生じない構造に改良する。（道路管理者との連携）
③案内設備	バス乗降場や停留所における案内を充実する（わかりやすい路線図・乗継案内、ノンステップバス運行の表示、多言語表記など）。 バス接近表示システムの導入（音声案内・電光表示）を促進する。
④人的対応・心のバリアフリー	バス停への正着やニーリング（車両を傾けて段差を緩和する）を徹底する。 多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。 バス利用のマナー・ルール等について、利用者への啓発を行う。

● 参考：バスのバリアフリー化



ノンステップバス



バリアフリー化されたバス停留所

③ タクシー

項目	共通の配慮事項
①車両	車いす使用者等も利用できる福祉タクシーの導入を促進する。
②人的対応・心のバリアフリー	多様な利用者への適切な対応について乗務員の教育を実施する。 筆談用具を設け、筆談用具があることを示す案内を表示する。

(2) 道路の移動等円滑化

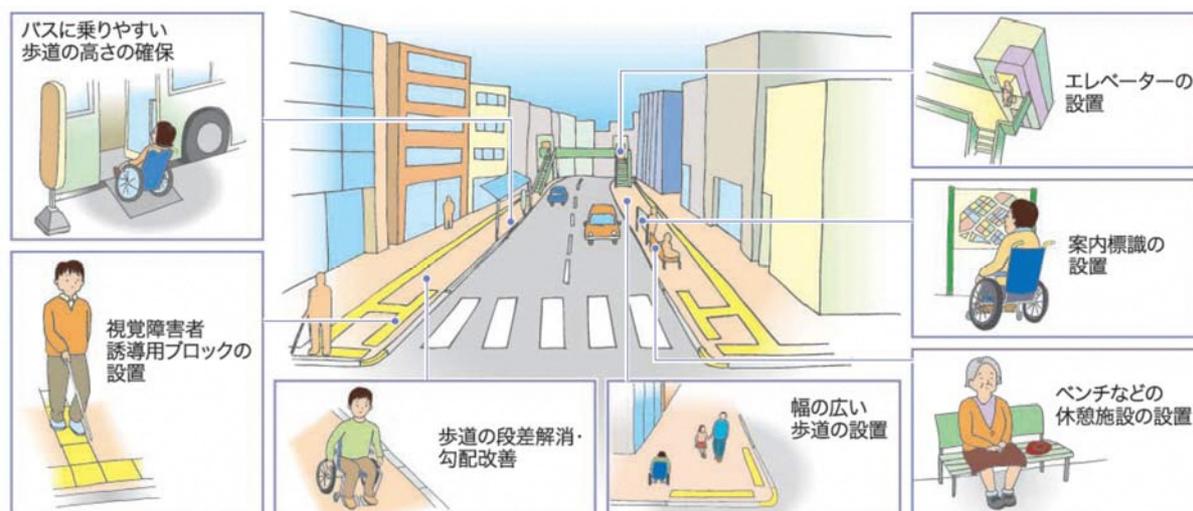
① 歩道のある道路

項目	共通の配慮事項
①整備	歩道の大規模改良・更新時に移動等円滑化基準に適合した道路整備を行うとともに、コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	車両乗入れ部や交差点部における 歩道内の勾配をゆるく する。
	バス停留所を設置する歩道は、 バスに円滑に乗降できる高さ とし、視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、十分な待合スペースを確保する。(バス事業者と連携)
	車いす使用者やベビーカー利用者が 移動しやすい舗装 を行う。
	歩車道境界ブロックは、 視覚障害者が認識でき、車いす使用者が円滑に通行できるもの にする。
	歩車道境界やバス停留所、生活関連施設を中心に、移動の連続性に配慮した視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。(関係事業者と連携)
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ(グレーチング)などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	歩行者等の通行の支障とならない範囲で、 日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設の設置に努める 。 歩道の安全性を高めるため、 自転車走行空間整備 を推進する。
②安全対策	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 車いす使用者等が安心して滞留できるスペース(平坦な踊り場等)や高齢者等が休憩できるベンチの設置に努める 。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置に努める 。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所(駅周辺、主要交差点、生活関連施設付近の交差点など)に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置に努める (必要に応じて点字表示・音声案内など)。
	エレベーターやスロープなどの案内は、ピクトグラム等を活用し、大きくわかりやすいものを設置する。
④維持管理	舗装や視覚障害者誘導用ブロック、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	視覚障害者誘導用ブロック上への放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物への指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。(交通管理者と連携)

② 歩道のない道路

項目	共通の配慮事項
①整備	コミュニティ道路整備を進めるなど、歩行者が安全かつ安心して利用できる道路環境を整備する。
	歩行者の通行が想定される場所の側溝のフタ（グレーチング）などは、白杖や車いす使用者の移動の障害とならないよう、目の細かいものなどにする。
	バス停留所を設置する道路は、安全な待合空間を確保する。（バス事業者と連携）
②安全対策	路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討する。 （交通管理者と連携）
	電柱や街灯、案内サイン等の付属物が歩行者の通行の妨げとならないように配慮する。
	長く続く坂道では、 滑りにくい舗装 に配慮するとともに、必要に応じて 手すりの設置 などを検討する。また、道路利用者に対して、 助け合いの意識を喚起する標識や勾配に関する案内の設置 に努める。
③案内設備	生活関連経路上の主要な箇所（生活関連施設付近の交差点など）に、多様な利用者に配慮した 見やすくわかりやすい案内表示の設置 に努める（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
④維持管理	舗装や案内設備などの適切な維持管理に配慮する。
	工事中や仮復旧中も多様な利用者が困ることのないよう、安全に通行できる幅員の確保や凹凸の除去、安全な通行位置への誘導などに配慮する。
⑤人的対応・心のバリアフリー	放置自転車や看板、商品陳列等の不法占用物及び植栽の枝などへの指導を行い、適切な機能を確保する。
	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（交通管理者と連携）

● 参考：道路のバリアフリー化（国土交通省資料、文京区ホームページなど）





バリアフリー化された歩道



コミュニティ道路（歩道あり）



コミュニティ道路（歩道なし：路面表示）



コミュニティ道路（歩道なし：狭さく）



助け合いの意識を喚起する標識（坂道）



急な坂道への手すりの設置

(3) 信号機等の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①信号機等	生活関連経路上の信号交差点には、 バリアフリー化された信号機（音響式や経過時間表示式など）を設置 するとともに、付帯機材の位置に配慮する。
	主要な交差点や複雑なかたちの交差点において、 エスコートゾーンの設置 を検討する。
	高齢者、障害者が 安全に横断できる よう、 適切な青時間を確保 する（歩行者用青信号の延長など）。
	標識、標示の高輝度化や信号機のLED化により見やすさを向上する。
②安全対策	【歩道のない生活道路】 路肩の拡幅や平坦化、ガードレールの設置、舗装のカラー化、一方通行化、駐停車抑制策など、経路の実情に合った交通安全対策を検討 する。（道路管理者と連携）
③人的対応・心のバリアフリー	自転車利用者へのルール・マナーの啓発を推進 する。（道路管理者と連携）

● 参考：信号機等のバリアフリー化（国土交通省資料、警察庁資料など）



エスコートゾーン



経過時間表示式信号機

(4) 建築物の移動等円滑化(駐車場を含む)

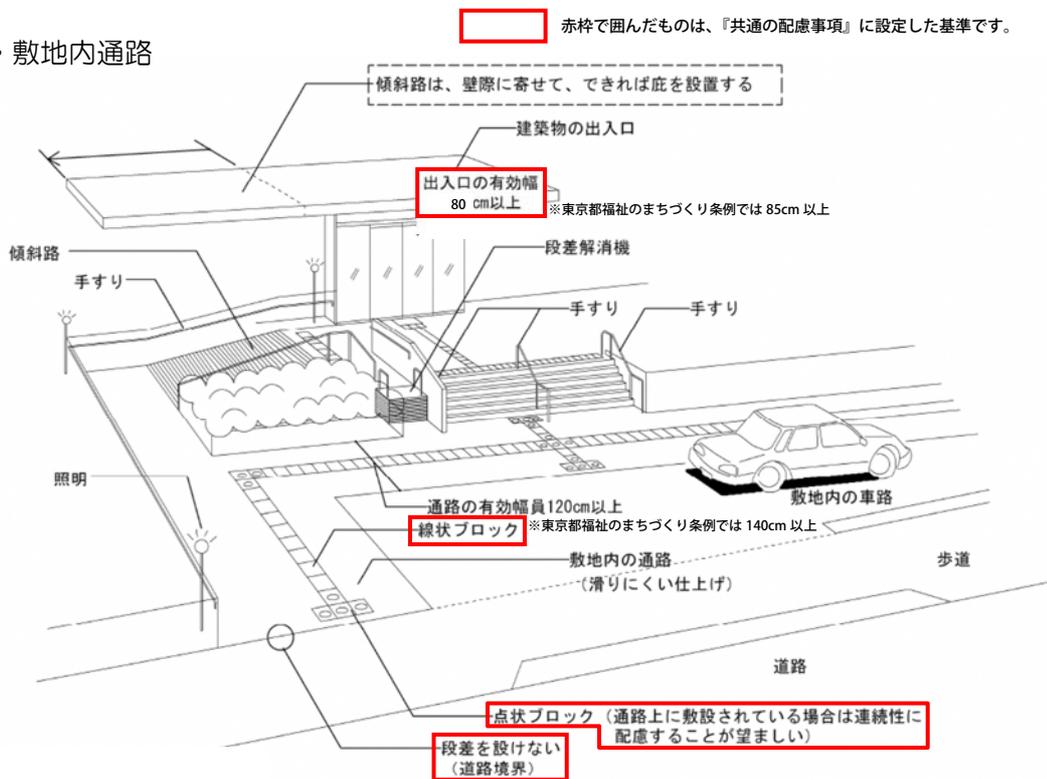
項目	共通の配慮事項
①出入口・敷地内通路	道路と建築物の連続性に配慮し、段差を解消するとともに、 歩道上から出入口、建物内の案内施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置 する。
	主要な出入口は自動ドアなど通行しやすい扉とし、車いす使用者や ベビーカー利用者等 に配慮した幅を確保する(80cm以上)。
②建物内通路	主要な通路は、物や設備などで狭くならないように配慮する(120cm以上)。
	主要な通路に段差がある場合はスロープを設置するなどして段差を解消する。
③上下移動	2階以上の建築物には、エレベーターを設置する。
	エレベーターは、 障害者が利用しやすい構造 とする(十分な広さ、開延長ボタン、車いす使用者対応操作ボタン、足下まで見える鏡、浮き彫り表示のボタン、音声案内、緊急時等に情報提供を行う表示装置、ガラス窓など)。
	階段は、 段鼻の色を強調 し、段を識別しやすいようにする。
	階段には両側に手すりを設け、行先を点字で表示する。
④トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する(十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など)。
	多機能トイレの利用の集中を分散するため、一般トイレに広めの個室や乳幼児用設備を設置 する(ベビーチェアや 幼児用便座 など)。
	多機能トイレや一般トイレの個室に設ける 荷物台や荷物掛けは、車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、低い位置に設置 する。
	非常事態を聴覚障害者等に知らせることができるフラッシュライト等を設ける。
⑤駐輪場・駐車場	利用者などの駐輪が出入口や通路、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
	出入口に近い場所に十分な広さの障害者用駐車施設(幅350cm以上)を設置し、わかりやすく標示するとともに、適切な利用を促すように利用者への啓発を行う。
⑥案内設備	バリアフリー化された経路や非常口、バリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける。
	建築物出入口やトイレ、エレベーター等に音声案内を設置する。また、トイレの配置がわかる触知案内図を設置する。
	エレベーターや多機能トイレでは、 障害者等が優先的に利用できるように配慮 する(案内の表示など)。
	病院など順番待ちのある施設では、 呼出受信機を導入し、音声と文字情報で案内する など、 聴覚障害者や視覚障害者に対応した呼び出し方法に配慮 する。
⑦その他設備	受付や記入台は、車いす使用者が接近しやすい構造とする。
	貸出し用の車いすやベビーカー等を設置し、案内を表示する。
	授乳室やおむつ交換台、ベンチを設置する。
	講演を行うホール等では磁気ループを導入 し、設備が使える旨を主催者や参加者に周知する。

項目	共通の配慮事項
⑧人的対応・心のバリアフリー	職員による案内やサポートなどの対応を充実する。
	建築物出入口から受付・窓口までの経路に視覚障害者誘導用ブロックを配置し、受付・窓口からは職員が対応するなど、連続的な誘導に配慮する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具を設け、設置を示す案内を表示する。
	道路に面した敷地内には歩行者が休憩できるベンチの設置を検討する。

● 参考：建築物のバリアフリー化

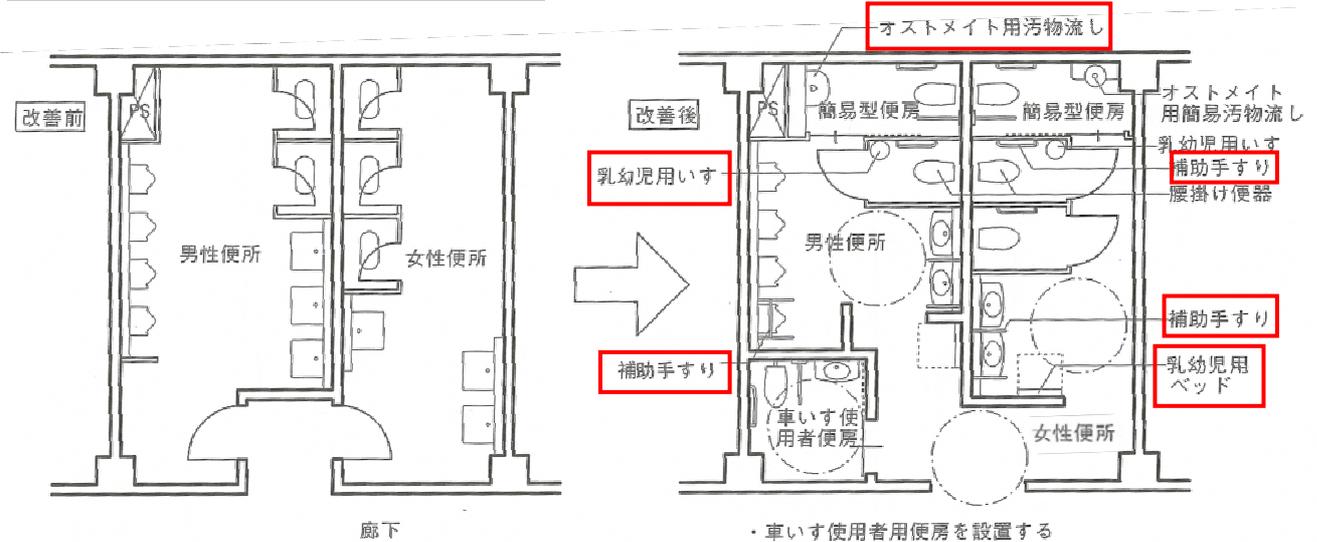
(高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成24年度版)より抜粋・作成ほか)

① 出入口・敷地内通路



④トイレ

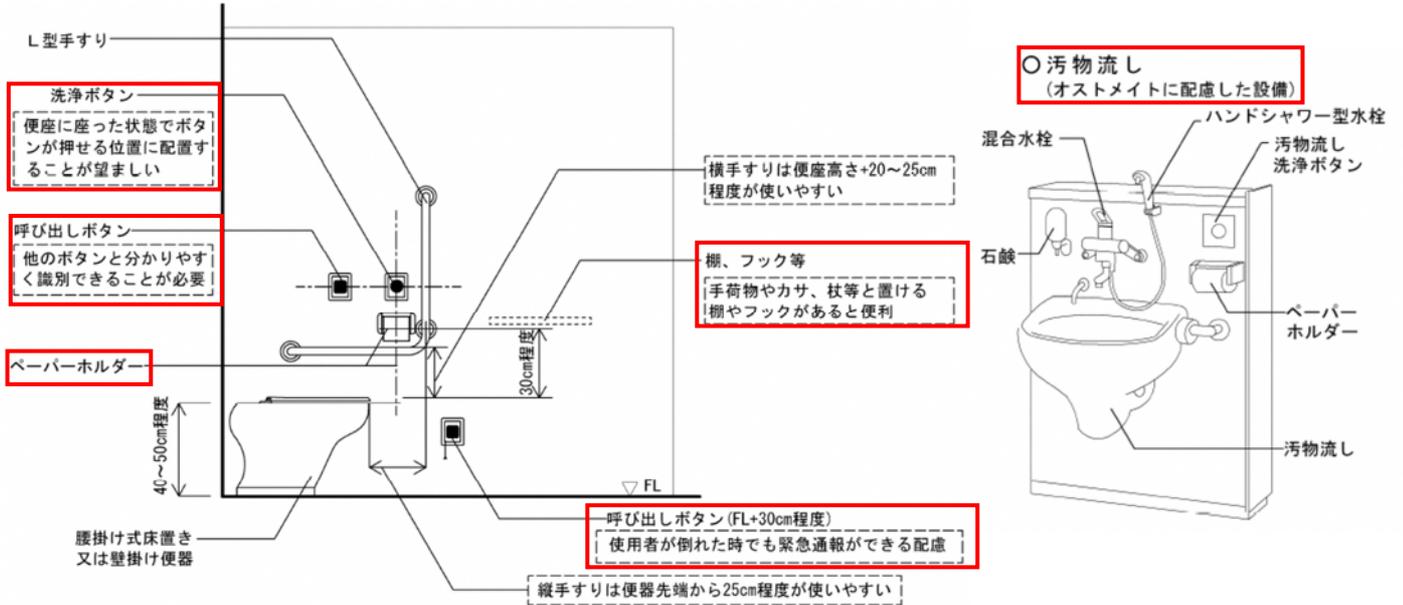
トイレの改善例（車いす対応・機能分散）



廊下
・高齢者・障害者等に対応する便所がない場合

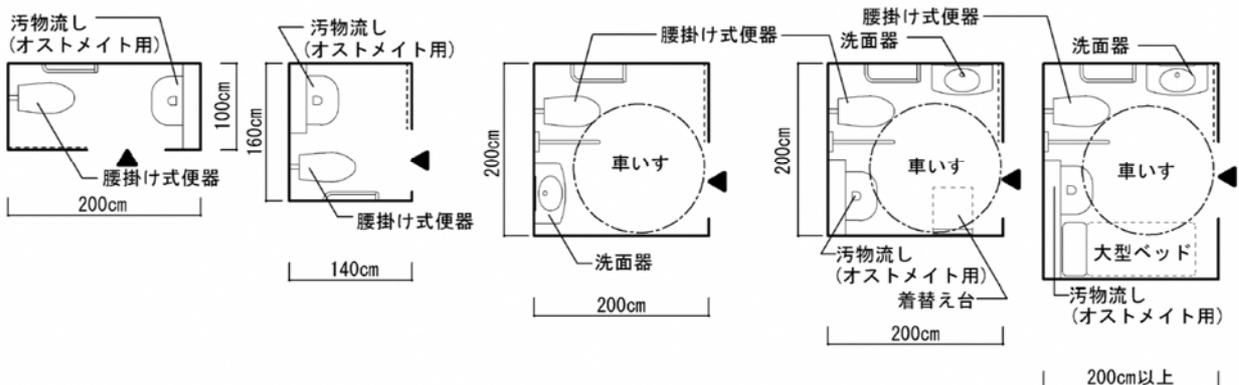
- ・車いす使用者用便所を設置する
- ・簡易型機能を備えた専用便所を設置する
- ・和風便器を腰掛便器に改善する
- ・小便器を床置き式ストール又は低受け口の壁掛け式に改善する
- ・オストメイト用設備を設置する
- ・補助手すりや乳幼児設備を設置する

○ボタン等の配置

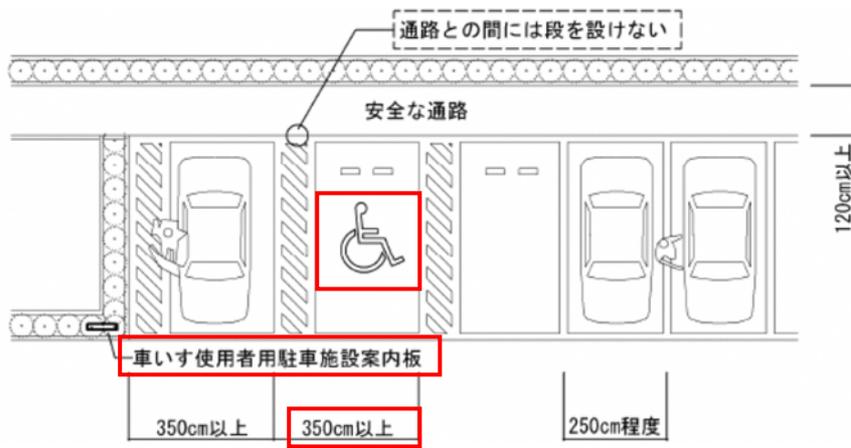


●個別機能を備えた便房及び多機能便房の寸法例

○オストメイト用設備を有する便房 ○車いす使用者用便房 ○多機能便房



⑤ 駐輪場・駐車場

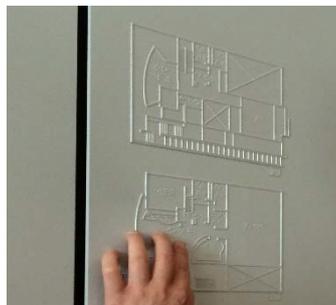


マナーアップポスター
(東京都資料より)

⑥ 案内設備



ピクトグラムによる案内



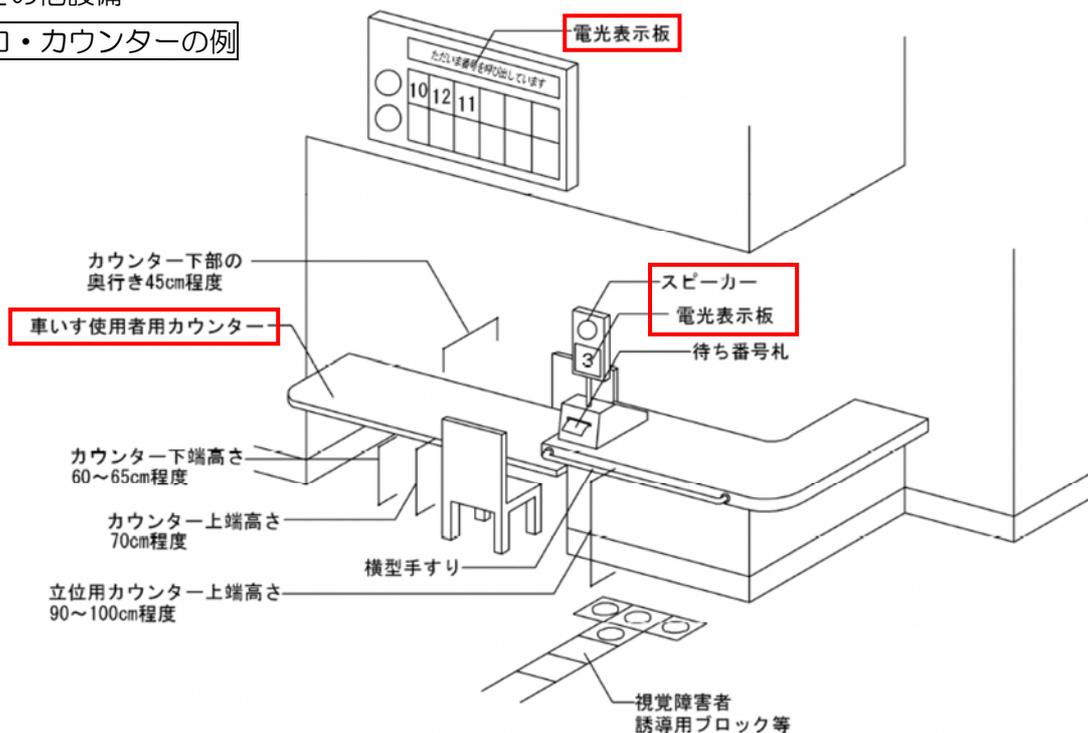
触知図や音声による案内



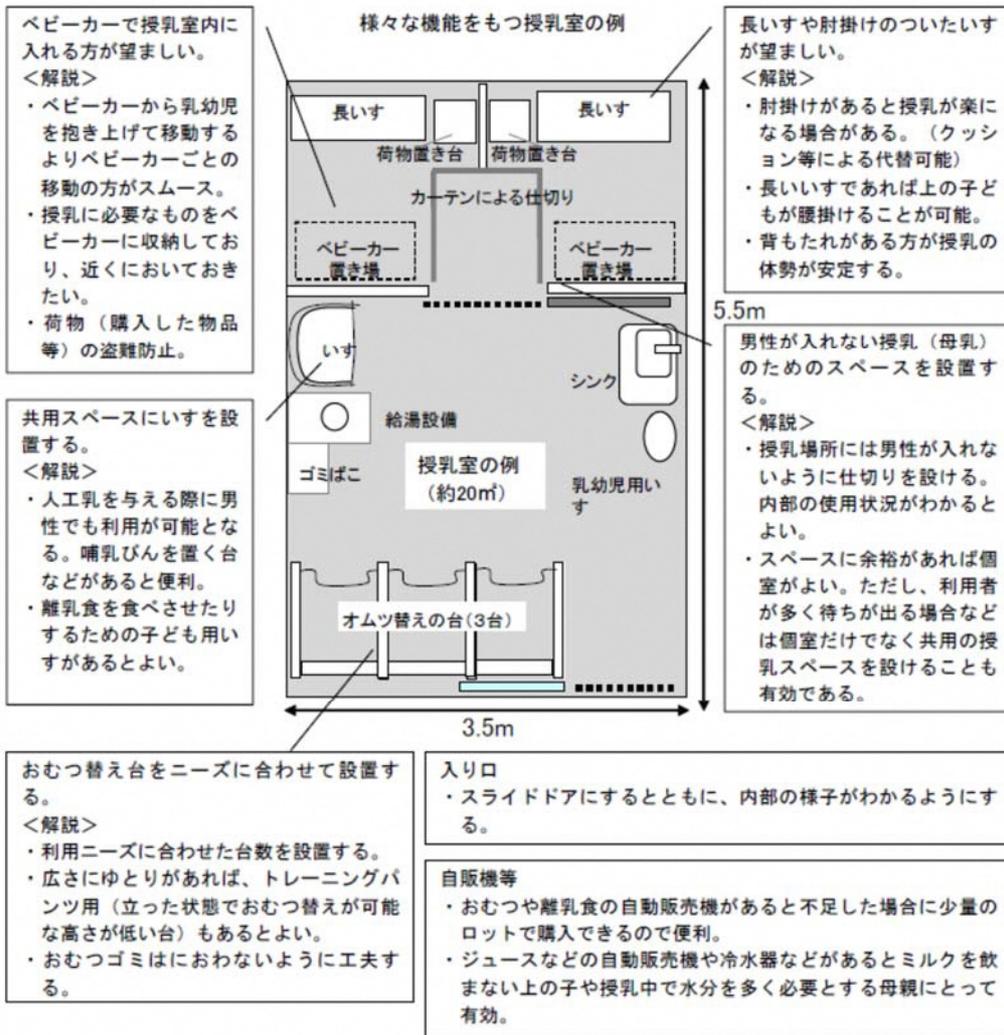
総合案内 (人による対応)

⑦ その他設備

窓口・カウンターの例



授乳室の配置例



⑧人的対応・心のバリアフリー



耳マーク・筆談用具

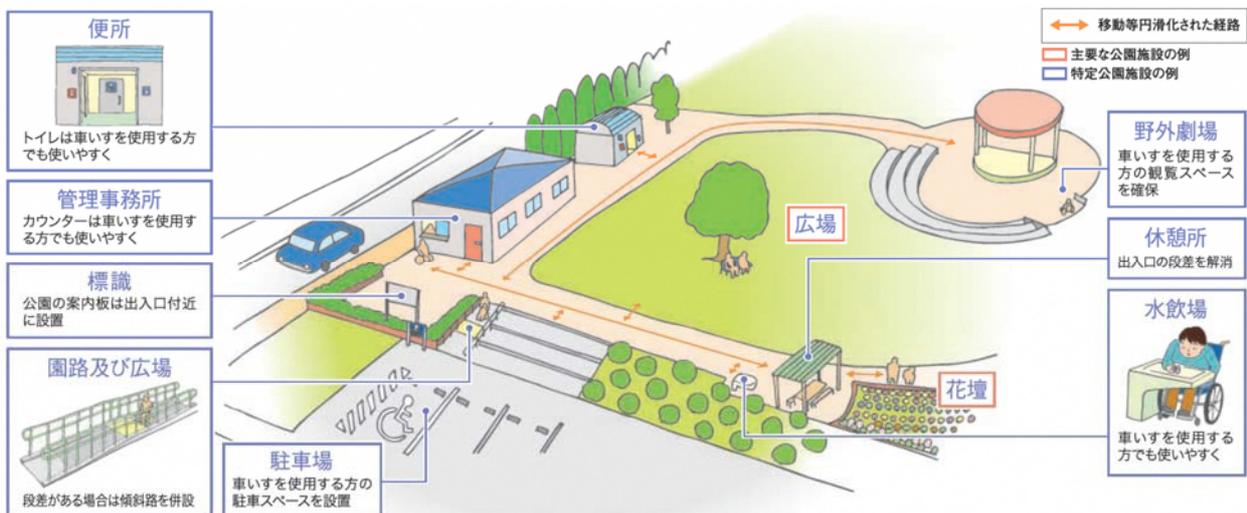


コミュニケーション支援ボード
 （公益財団法人明治安田こころの健康財団より）

(5) 都市公園の移動等円滑化

項目	共通の配慮事項
①出入口	敷地境界（道路等と公園敷地）に通行の支障となる段差や勾配を設けない。
	車いす使用者や ベビーカー利用者等 が通るのに十分な出入口幅を確保する（90cm以上）。
	歩道上から出入口、主要な施設まで連続した視覚障害者誘導用ブロックを設置する。
②園路	主要な園路は 平坦で固くしまっていて滑りにくい路面 とする。
	主要な園路には段差を設けない。
	主要な園路は車いす使用者等が通るのに十分な通路幅を確保する（120cm以上）。
③トイレ	車いす使用者が円滑に利用できる多機能トイレを設置する（十分な広さ、可動式手すり、オストメイト対応設備、わかりやすいボタン配置など）。
④休憩施設	日陰を確保したり、ベンチ等の休憩施設を設置する。
	車いす使用者等が利用しやすい構造の水飲場を設置する。
⑤案内設備	バリアフリー化された経路やバリアフリー設備等の情報がわかる案内図や、ピクトグラムなどを活用した 大きくわかりやすい案内表示 を設ける（必要に応じて点字表示・音声案内など）。
⑥維持管理	園路やトイレ、案内設備、植栽の枝などの適切な維持管理に配慮する。
	利用者の駐輪が、出入口やスロープ、視覚障害者誘導用ブロックなどを遮らないように配慮する。
⑦その他設備	庭園など文化的景観を有する公園では、可能な範囲で園路等のバリアフリー化に努めるとともに、整備が難しい場合には案内などによる情報提供を充実する。
	避難場所に指定されている場合は、音声放送設備だけでなく電光掲示等による文字情報の提供設備の設置にも配慮する。
⑧人的対応・心のバリアフリー [管理事務所がある場合]	職員による案内やサポート、 悪路に対応した車いすの貸出 などの対応を充実する。
	多様な利用者への適切な対応について職員の教育を実施する。
	コミュニケーション支援ボードや筆談用具 を設け、設置を示す案内を表示する。

● 参考：都市公園のバリアフリー化（国土交通省資料）



用語集

あ	アクセス	目的の場所などを利用するために接近すること。
い	移動等円滑化	高齢者、障害者等の移動又は施設の利用にかかる身体の負担を軽減することにより、その移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上すること。（＝バリアフリー化）
い	移動等円滑化基準	バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園などに関する基準。
い	移動等円滑化の促進に関する基本方針	バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、主務大臣が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。（平成23年3月31日改正）
え	エスコートゾーン	視覚障害者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障害者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。
お	オストメイト	人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ（人工肛門・人工膀胱）を造設し、排せつ、排尿に対応するためのストーマ装具を装着している。
お	オストメイト対応設備	トイレ等でオストメイトが排せつ物の処理やストーマ装具の交換・装着などをするための設備であり、汚物流し台やカウンター、荷物用フック、化粧鏡、着替え台などがある。
か	ガイドライン	国や自治体などが、関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したもの。
き	輝度	ものの明るさを表現したものであり、単位面積当たり、単位立体角当たりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものである。
く	グレーチング	鋼材を格子状に組んだ側溝の蓋。
け	経過時間表示式信号機	信号交差点における横断歩行者の安全性を向上させるため、経過時間（待ち時間及び残り時間）を表示した信号機。
け	建築物バリアフリー条例（東京都）	「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例」（平成15年施行、平成18年改正）の通称。バリアフリー法第14条第3項の規定により、都内の建築物に対しバリアフリー化の義務付け対象の拡大や整備基準の強化を行っている。
こ	交通政策基本法	平成25年12月4日公布、施行。交通政策に関する基本理念やその実現に向けた施策、国や自治体等の果たすべき役割などを定めている。
こ	合理的配慮	障害者が日常生活や社会生活で受けるさまざまな制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、個別の状況に応じて行われる配慮。

こ	心のバリアフリー	高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。また、高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことや移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。
こ	コミュニケーション支援ボード	障害者や外国人などのコミュニケーションをとりにくい方が、自分の意志を相手に伝えるために利用する絵や図記号が示されたボード。
こ	コミュニティ道路	人と車の調和を図り、歩行者等が安全かつ安心して利用できる道路。車道を蛇行させる、ジグザグにする、車道面を隆起させたハンプを設置するなど、心理的、物理的に車の速度が低下するように設計されている。
こ	コミュニティバス	従来の路線バスによるサービスを補う公共交通サービスとして、自治体が関与して運行する乗合バス。生活道路など狭い道を運行するため、小型バスが使用されることが多い。
さ	サイン	道路や鉄道駅、建築物などに設置される誘導表示や案内図。
し	市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、建築物と公共施設とを一体的に整備することにより、木造住宅の密集地域や住宅、店舗及び工場などが混在し、防災面や居住環境面で課題を抱える市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする事業。
し	視覚障害者誘導用ブロック	視覚障害者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもったブロック。
し	施設設置管理者	公共交通事業者等、道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等のこと。
し	自転車走行空間整備	自転車が安全に走行できる空間を道路上に整備（自転車道、自転車専用通行帯、路肩のカラー化や路面標示、交通規制など）すること。
し	社会的障壁	障害者にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。
し	重点整備地区	バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として区市町村が定めるもの。
し	障害者差別解消法	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年6月制定、平成28年4月1日施行）の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

し	触知（案内）図	視覚障害者が触覚により空間認識を行うための地図。道路や建物などの地物を凹凸のある線や網目模様で、注記を点字で表現したもの。
す	スパイラルアップ	計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）のPDCA サイクルに基づき取組を進めながら理想に向かっていくプロセス。「継続的に改善すること」として用いられる。
せ	生活関連経路	生活関連施設相互間の経路。
せ	生活関連施設	高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。
せ	（バスの）正着	バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。
た	多機能トイレ	車いす使用者が利用できる広い空間が確保され、さらに足の不自由な人、乳幼児同伴者、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。
た	段鼻	階段の踏み面の先端部。
と	東京都福祉のまちづくり条例	平成21年3月改正。ユニバーサルデザインを基本理念とし、高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めることを目的とする。施行規則において、対象となる施設や整備基準を定めている。
と	特定公園施設	都市公園の出入口・駐車場と特定公園施設及び主要な公園施設との間の経路を構成する園路及び広場／屋根付広場／休憩場／野外劇場／野外音楽堂／駐車場／便所／水飲場／手洗場／管理事務所／掲示板／標識などがある。
と	特定事業	バリアフリー法に基づく基本構想に記載される事業（バリアフリー化に関する事業）で、公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業及び交通安全特定事業をいう。
と	特定事業計画	バリアフリー法に基づく基本構想に記載された特定事業に関し、関係する施設設置管理者等が作成する計画。公共交通特定事業計画、道路特定事業計画、路外駐車場特定事業計画、都市公園特定事業計画、建築物特定事業計画、交通安全特定事業計画がある。
と	特定車両	軌道事業者又は一般乗合旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うために使用する車両等をいう。
と	特定路外駐車場	道路の付属物である駐車場、公園施設である駐車場、建築物及び建築物に付属する駐車場を除く路外駐車場であって、駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であり、かつ駐車料金を徴収するもの。
に	ニーリング	バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗り降りをしやすくする機能。
の	ノンステップバス	乗降部に階段がなく、スムーズな乗降が可能なバス。車いす使用者の乗降の際はスロープ板などを出す。ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とされている（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

は	ハード・ソフト	ハードとは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。 ソフトとは人、システム、制度などに主に運用に関するもの。
は	バリアフリー	障害者などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。ここでいうバリアには、物理的、社会的、制度的、心理的、情報面など、すべての障壁を含む。
は	バリアフリー基本構想	バリアフリー法に基づき、区市町村が、当該区市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害者等が利用する施設が集まった地区（重点整備地区）について、移動等円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関して定める構想。
は	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称。平成 18 年 12 月 20 日施行。
は	バリアフリールート	障害者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。
ひ	PDCA サイクル	⇒「スパイラルアップ」の項を参照。
ひ	ピクトグラム	「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。
ふ	福祉タクシー	道路運送法第 3 条に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者であって、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障害者等の運送に業務の範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。
ふ	文京区基本構想	区の総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本区行政の最も上位に位置する総合計画。平成 22 年 6 月に「文京区基本構想（歴史と文化と緑に育まれた、みんなが主役のまち「文の京」）」が策定された。
ふ	文京区 都市マスタープラン	都市計画法に基づき、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として平成 8 年に策定し、平成 22 年度に改定した。文京区に住み、働く人がまちに魅力を感じ、誇ることができ、そして区外から訪れたいと思ってもらえるようなまちづくりのビジョンを示したもの。
ほ	ホームドア・ 可動式ホーム柵	駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。
ゆ	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
ろ	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のこと。
わ	ワークショップ	一方的な情報提供でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で問題解決や創造を行う場、又はその活動手法のこと。

文京区バリアフリー基本構想 重点整備地区別計画

【山の手地域（東部・中央・西部）】

平成 30 年 3 月策定予定

発行／文京区

編集／都市計画部 都市計画課

〒112-8555

東京都文京区春日一丁目 16 番 21 号

電話 03-3812-7111（代表）

地図の作成にあたっては東京都縮尺 1/2,500 地形図（平成 23 年度版）を使用した。
（承認番号 MMT 利許第 23081 号-36）無断複製を禁ずる。

再生紙を使用しています。

印刷物番号 XXXXXXXXX

頒布価格 X,XXX 円



紋章
1951



シンボルマーク
2017